

平成26年第3回東大和市議会定例会会議録第18号

平成26年9月3日(水曜日)

出席議員 (22名)

1番	森田真一君	2番	西川洋一君
3番	尾崎利一君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	和地仁美君	8番	関野杜成君
9番	中村庄一郎君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	14番	関田貢君
15番	森田憲二君	16番	尾崎信夫君
17番	東口正美君	18番	中間建二君
19番	御殿谷一彦君	20番	佐竹康彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員 (なし)

議会事務局職員 (5名)

事務局長	関田新一君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主事	吉川和宏君
主事	須藤孝桜君		

出席説明員 (28名)

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
企画財政部参事	田代雄己君	総務部長	北田和雄君
総務部参事	鈴木俊雄君	市民部長	関田守男君
子ども生活部長	榎本豊君	福祉部長	吉沢寿子君
福祉部参事	広沢光政君	環境部長	田口茂夫君
都市建設部長	内藤峰雄君	学校教育部長	阿部晴彦君
学校教育部参事	石井卓之君	社会教育部長	小俣学君
産業振興課長	乙幡正喜君	子育て支援課長	高橋宏之君

保 育 課 長 宮 鍋 和 志 君
障 害 福 祉 課 長 小 川 則 之 君
ごみ対策課長 松 本 幹 男 君
都 市 計 画 課 長 神 山 尚 君
建 築 課 長 中 橋 健 君

福 祉 推 進 課 長 尾 又 斉 夫 君
健 康 課 長 志 村 明 子 君
環 境 部 副 参 事 中 野 哲 也 君
土 木 課 長 寺 島 由 紀 夫 君
学 校 教 育 課 長 岩 本 尚 史 君

議 事 日 程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時30分 開議

○議長（尾崎信夫君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（尾崎信夫君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 蜂須賀 千 雅 君

○議長（尾崎信夫君） 通告順に従い、順次指名いたします。

初めに、12番、蜂須賀千雅議員を指名いたします。

[12番 蜂須賀千雅君 登壇]

○12番（蜂須賀千雅君） 皆さん、おはようございます。12番、蜂須賀千雅でございます。平成26年第3回定例会に当たり、通告書に従い一般質問させていただきます。

まず1番といたしまして、家庭廃棄物の有料化についてお伺いいたします。

①といたしまして、8月からの戸別収集開始後の具体的な現状の課題と今後の取り組みについてお伺いいたします。

次に、2番といたしまして、虫歯の罹患率についてお伺いいたします。

①といたしまして、東大和市民における虫歯罹患率の推移の現状と課題、今後の取り組みについて。

②といたしまして、小中学校における虫歯の罹患率の推移の現状と課題、今後の取り組みについてお伺いいたします。

次に、3番といたしまして、中学生の職場体験についてお伺いいたします。

①といたしまして、現状と課題、今後の取り組みについてお伺いいたします。

次に、4番といたしまして、特定不妊治療医療費助成制度についてお伺いいたします。

①といたしまして、市民への情報周知における意識啓発の現状と今後の取り組みについて。

②といたしまして、男性不妊における助成制度の現状と今後の取り組みについてお伺いいたします。

以上でございます。

壇上での質問につきましては以上ですが、再質問に関しましては自席にて行わさせていただきます。どうぞよろしくお伺いいたします。

[12番 蜂須賀千雅君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、8月からの戸別収集開始後の現状の課題と今後の取り組みについてであります。8月1日から開始した戸別収集に伴い、排出場所の変更とともに一部の廃棄物については、排出方法や排出日の変更が生じているところでございます。家庭廃棄物有料化及び戸別収集の導入につきましては、これまでに100回を超える地域説明会等を開催し、延べ5,000人以上の市民の方々に御出席をいただいているところでございます。市民の皆様、今後も家庭廃棄物有料化及び戸別収集の内容について、周知に努めてまいります。

次に、市民の虫歯の罹患率の現状と課題、今後の取り組みについてであります。東京都の集計結果では、当市の乳幼児の虫歯の罹患率は都の平均と比べ、やや高い傾向にあります。課題につきましては、1歳6カ月、

3歳児健診とともに、二次保健医療圏域6市の中では中位にありますが、市部平均、都平均より高い傾向にあることは認識しております。今後も関係機関との連携を図りながら、乳幼児の保護者に対する虫歯予防についての意識の醸成や知識の啓発等に努めてまいりたいと考えております。詳細につきましては、担当部長より説明いたします。

次に、小中学校における現状と課題、今後の取り組みについてであります。市内の小中学校の児童・生徒の虫歯の罹患率は、東京都平均と比べ高い水準にあります。虫歯の予防、早期治療には、児童・生徒の歯の健康に対する意識を向上させること、また関係機関が共通の方針のもと連携して取り組むことが必要と考えております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、中学生の職場体験の現状と課題、今後の取り組みについてであります。学ぶことの意義や人とのかわり的大切さなどを働くことを通じて実感させ、将来について考えさせる体験活動は重要であります。当市の各中学校では、望ましい勤労観、職業観の育成を図るために、1、2年生におきまして3日間、職場体験活動を実施しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、市民への特定不妊治療医療費助成制度についての意識啓発の現状と今後の取り組みについてであります。市では助成制度の情報提供として、保健センターにポスターを掲示するとともに、市ホームページに制度の紹介記事を掲載し、東京都の相談機関などについても周知を図っております。申請件数が毎年増加しておりますことから、対象となる方への制度の周知は進んできているものと考えております。今後の取り組みといたしましては、不妊は女性だけの問題ではなく、男性にも不妊につながるさまざまな要因が存在することなど、不妊について若い世代に正しく知っていただくための情報提供の方法等を検討してまいりたいと考えております。

次に、男性不妊における助成制度の現状と今後の取り組みについてであります。男性不妊は不妊症のうち主たる原因が男性側にあるものと定義されており、精子の状態が不良のときに行う体外受精、顕微鏡受精が特定不妊治療費助成の対象となっております。今後の取り組みにつきましては、男性不妊に関する啓発を進めるとともに、他県の先進事例や東京都の動向等の把握に努め、当市の少子化対策として有効な施策を今後調査していく中で研究してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長(真如昌美君) 初めに、小中学校における虫歯の罹患率の推移と課題、今後の取り組みについてであります。虫歯罹患率の現状につきましては、直近のデータであります平成24年度東京都学校保健統計書によりますと、市部の小学校の虫歯罹患率の平均は51.4%に対して、当市は59.9%、同じく市部の中学校の平均は48.4%に対して、当市は61.7%となっております。ここ数年、罹患率は小学校、中学校ともに微減傾向にはありますが、いまだ東京都平均との差は開きがあると認識しております。教育委員会では、平成24年4月に虫歯罹患率の減少を図るため、学校歯科医、市長部局と連携して、東大和市学校歯科保健活動取り組み指針を策定し、それぞれの関係機関の役割や具体的な取り組み例を示すなど、虫歯の予防、早期治療の支援に取り組んでまいりました。今後も児童・生徒の歯の健康に対する意識向上と年間を通じて学校ごとに工夫した取り組みが行われるように、学校支援並びに各家庭への働きかけを積極的に行いながら、虫歯対策の取り組みの充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、中学生の職場体験の現状と課題、今後の取り組みについてであります。本市におきましては、2学

期、3学期に地域の商店、地元の民間企業、公的施設等の職場で行う職場体験を設けております。この職場体験の学習は、社会の一員としての自覚を促すとともに、望ましい勤労観、職業観を育成することを目的として実施するものであります。生徒にとりましては、職場体験を通して挨拶の大切さや仕事をすることの喜びと苦勞など、学校生活では学べない貴重な経験をすることで、みずからの将来を真剣に考える貴重な機会となっております。教育委員会といたしましては、引き続き東大和市商工会に協力を依頼してまいります。また、各学校の実施場所の情報共有を図り、体験可能な事業所をふやしたり、体験内容の質を高めたりすることで、今まで以上に充実した教育活動となるよう努めてまいります。

以上でございます。

○福祉部長（吉沢寿子君） それでは、市内の乳幼児の虫歯の罹患率につきまして御説明いたします。

平成24年度の東京都における資料によりますと、1歳6カ月児の虫歯の罹患率の東京都平均1.8%、市部の平均1.7%に対して、東大和市は2.3%、3歳児では東京都平均13.2%、市部の平均13.7%に対して、東大和市は13.8%となっております。平成20年からの5年間を比較いたしますと、少しずつではありますが罹患率は減少する傾向で推移しているところでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

それでは、順次再質問させていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいというふうに思います。

まず初めに、家庭廃棄物有料化についてということで、8月からの戸別収集開始後の具体的な現状の課題と今後の取り組みについてということで、再質問させていただきたいというふうに思います。

まず、導入に当たる担当の課の方が地域説明会で、先ほど市長答弁にありましたとおり、100回を超える地域説明会を開催して、延べ5,000人以上の市民の方に御出席いただいたということで、私も何か所か拝見をさせていただきましたが、市長の肝いりの政策でございますので、担当の職員の方もとても市民の方と熱心にお話をされて、また本当に膝をつけてじっくりとこの政策をわかっていただこうということで、熱心に取り組まれた姿勢は本当に敬意を表したいというふうに思いますし、また土、日、祝日にもかかわらず、各自治会からの要望にも迅速に答えていただいて取り組んでいただいているということで、本当に各自治会長さんもとても喜んでおられて、また私が聞いている限りであれば、この政策に関しては、政策自体を否定する人はそんなに多くなくて、大分御理解いただいている、制度がそれから収集方法が多少変わるといふことの疑問があったとは思いますが、おおむね皆さんから理解をいただいていたのかなということで、本当に御苦勞されたんじゃないかなということで、敬意を表させていただきたいと思います。

まず、8月からの戸別収集開始に向けて、市民説明会を同様繰り返して行ってきましたが、その際に出た課題は具体的に解消してから、今回の8月の戸別収集の試行は実施されたのかを、まず教えていただけますでしょうか。

○環境部副参事（中野哲也君） 8月からの戸別収集で市民説明会等で出されました課題について解消して、こういった試行を実施したのかという御質問でございますが、先ほど市長答弁と議員のほうからお話がありましたように、今回ごみ対策課職員総出で地域のほうに行きまして、たくさんの方とお話をさせていただくことができました。その中で、やはり今回有料化の中での大きな制度改正するような大きな課題はなかったということで認識をしているところでございますが、今回排出方法や排出日の変更、そういったものが今回戸別収集等で変更点出ておりますので、そちらについての問い合わせ等が多くあったということでございます。

その中で課題に上がったものについては、できるだけ8月の試行までに毎月の広報の中で、できるだけ市民の方が目につくようなところの紙面をとりまして、周知に努めていたことと、市報の特集号、そういった分別ガイドなど全戸配布するときに、チラシ等の配布をさせていただいて、そういった問題点の解消に努めてきたところでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

東大和市の全体では、具体的に戸別収集に切りかえた世帯が例えばどの程度いて、現在の集積方法を継続されている割合も含めて、数字がわかれば教えていただけますでしょうか。

○環境部副参事（中野哲也君） 戸別収集に切りかえた世帯と既存の集積所の継続収集ということでの割合でございますが、現在この戸別収集につきましては、届け出制をとっているわけではないので、具体的な数値を申し上げることがなかなか難しいところでございますが、おおよそのところで課として把握しているところだと、戸別収集に切りかえた世帯がおおよそ4割ということと、既存の集積所での収集、継続をされている方が6割ということでございます。この6割、既存の集積所で継続収集ということでございますが、これは共同住宅、集合住宅に住まわれている方等も含みまして、こういった割合というふうになっております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

戸別に例えばされた世帯と、それから現状の集積方法を選択された世帯と、その辺わかる範囲で例えば決め手になった理由がわかれば、教えていただいてもよろしいでしょうか。

○環境部副参事（中野哲也君） 戸別収集をするに当たって、どのように判断して、そういった世帯を決めてきたのかということの御質疑でございますが、基本的には市のほうで今までの集積所というのが、道路・歩道上に設置されている集積所が大体市内の8割から9割ぐらいに設置されておりました。そういった集積所は、できるだけ戸別収集に移行していこうということの考えの中、こちらの戸別収集に取り組んできたわけでございますが、その戸建て住宅の中でも宅地開発などで複数の住宅を建てたときに、土地を確保して専用の集積所を設けている、そういった設備につきましては、資源ステーション、今までの資源物として出させていただく場所と機能を兼ね備えているものでございますので、そういった宅地開発等で御提供いただいた集積所については、既存の設備をそのまま継続して使用していただきたいということで考えております。この戸別収集につきましては、取り扱ってきたところでございます。また、道路狭隘等で収集車両が入っていけない地域も市内にはございまして、そういった部分につきましては、既存の集積所での継続収集といったところで、こちらのほうを対応してきたというところでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） 詳細に御説明いただきまして、ありがとうございます。

それでは、実際に8月から開始となりましたが、現状で把握している問題点等が、もしあるようでしたら少し詳細に教えていただいてもよろしいでしょうか。

○環境部副参事（中野哲也君） 8月から開始しました戸別収集での現状の問題点、課題点ということでございますが、まず1点目にごみの排出時間でございます。その部分につきましては、今までもごみの排出時間、朝8時までにごみを出していただきたいということで、御案内をさせていただいたところでございますが、今回戸別収集ということで、収集のコース、そういったものの若干の変更もございましたので、今まで8時に出さ

れても、その地域が大体9時ぐらいに収集車両が通るということで、皆さん、その時間に近い形でごみを出していただいたというところが、それ前に収集車両が回収に回るといったことがありまして、ごみを出したはいいけれども、収集車両が過ぎてしまったといったことがございました。その関係で排出時間について、改めて御案内をさせていただいているところでございます。

また、ペットボトルの排出方法が今までの毎週1回ということで、ペットボトルやっていたものを月2回という形で回収の日にちを変更しているところでございます。それと、缶・瓶とペットボトルが今まで一緒に出せていたわけですが、それを分けまして、曜日を分けまして回収をさせていただいていると、日にちを分けまして回収させていただいているということがございますので、今でも缶・瓶の日にペットボトルと一緒に排出される方もおられるところから、そういったところの周知などが課題になっております。

また、不燃ごみにつきましても、月1回ということで回収をさせていただいているところでございますが、こちらにつきまして、紙・布の曜日のほうに不燃ごみのほうを変更させていただいたということがございます。そういった観点から、市民のほうにも今までの曜日との感覚がありますので、なかなかそのカレンダーによる排出といったところに、まだなじめないというところが課題になっておりますので、その部分については、今後も周知に努めていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

基本的には、始まる前に各説明会で全戸配布したごみのカレンダーですね、あちらがベースになっているのは間違いないと思うんですけども、多分なかなかそのあたりが大体の方はわかっていらっしゃると思いますが、恐らくこれからコールセンターのことも伺いますが、曜日が変わったり含めて、ごみカレンダーのほうですね、確認していただければわかると思うんですが、なかなかそのあたりの周知がほとんど広く浸透はしていると思うんですが、カレンダーベースだということの頭が、まだない方が多分多くいらっしゃるということで、恐らくペットボトルの件、それから特に不燃の件、不燃の収集日が恐らくわかりづらいということの声が多分ちらほら多く聞かれているんじゃないかなというふうには思っておるんですが、そのあたりはどのように今後の対応として考えていらっしゃるのか、不燃の収集を含めて、少しわかりづらい部分に関しては、どのような対応をしていく予定なのかを、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○環境部副参事（中野哲也君） 今回カレンダーを全戸配布させていただきまして、それに基づいた排出をということで、市民の皆様にも周知をさせていただいているところでございますが、今までの戸別収集前の収集方法が、簡易的なカレンダーは市のほうでもつくらせていただきまして、市の窓口や、また市のホームページなどで確認をすることが可能であったんですけども、そういった部分で今まで第2の月曜、水曜日が不燃物の回収日になっていたものを、今回紙・布の日の第3の週に移したというところで、こちらにつきましては、今までの回収が第2の月曜日、第2の水曜日というような御案内をしていたんですけども、第2の曜日の捉え方が人それぞれ月曜日の2回目を第2と捉えるのか、カレンダーの2段目を第2と捉えるのかということでの捉え方が人それぞれまちまちで、排出による間違いがありましたところから、今回カレンダーの3段目というような御案内をさせていただいているところでございますが、なかなか今までの法則の中で把握されている市民の方も多くおられまして、なかなかここがわかりづらいというようなお声をいただいているところでございます。市としましては、今後こういった他の自治体でも実施しておりますけれども、カレンダーによる排出ということを基準として考えていきたいというふうに考えております。今後も毎年、こういったカレンダーを全戸

配布させていただきながら、ごみの収集をさせていただくということで考えております。できるだけ、このカレンダーを今後市民の方に御活用いただけるような工夫は、いろいろな意見をいただきながらやっていければというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

確かに、このカレンダーを大幅に変更はないんでしょうし、毎年このペースで進んでいくんでしょうから、どのように広く周知していくかということだと思いますので、ここはなかなか理解できない方もいらっしゃると思いますので、今まで説明会で本当に真摯に市民の方に直視して取り組まれた姿勢で継続して変わらずに、そちらは進めていただければというふうに思いますので、ぜひそこはよろしくお願ひしたいお思います。

カレンダーの件に関しては、さまざまな方がいらっしゃいますので、全ての方に順応ということの課題は多分あると思うんですが、またそれは今後の課題として捉えていただいて、コールセンターの設置をしましたが、これの現状と、どういった関係の連絡が多くて、それに対しては、どのような対応をしていたかを教えていただいてもよろしいでしょうか。

○環境部副参事（中野哲也君） 今回この家庭廃棄物有料化と戸別収集の実施に当たりまして、コールセンターを設置させていただきました。市民からの問い合わせに対応するというところで、業務委託をさせていただいたところでございます。内容といたしましては、そういった戸別収集の試行の関係、それと家庭廃棄物の有料化に関する問い合わせが中心でございます。対応としましては、オペレーターによる対応を中心とさせていただき、有料化、戸別収集に伴う住民からの問い合わせなどに対応させていただいているところでございます。

8月からの戸別収集の試行に当たっては、それに関する問い合わせ等も多く入っておりまして、今回現状では今コールセンターのほうに入っている問い合わせの多い項目といたしましては、やはりごみの分別方法、それと排出方法が一部変更になっておりますので、そういった問い合わせが一番多く入っているところでございます。

また、次に多いのがやはり戸別収集の問い合わせということで、お家のどこに出せばよろしいのかというような問い合わせが8月の試行と同時に問い合わせが多く入っていたということでございます。

また、収集方法、ペットボトルの関係等、変更になっておりますので、そういったものの問い合わせも入ってきているところでございます。今現在ですと、この時点でございます7月、8月でコールセンターのほうの入電状況、電話の入っている状況でございますが、合計でおおよそ2,600件電話が入っているということで対応しているところでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

コールセンターのコール数は、始まってから約1カ月以上たちますが、日に日には問い合わせというのは、件数は減ってはいるんでしょうか、教えてください。

○環境部副参事（中野哲也君） コールセンターの入電状況なんですけども、やはりこの時期になりますと、制度的なところで皆さんなじんできているということで、入電件数は減ってきているところでございます。8月の試行の境にピークがありまして、そのときは1日やはり250件を超えるような、8月上旬ですと電話が入っていたということでございます。今現在ですと、1日平均30件から40件という形で電話が入っておりまして、内容によっては、ごみ対策課のほうに直接職員とお話をするというところで、コールセンターのほうから、こち

らのほうに電話をつないでいただいで対応させていただくということが、8月の上旬ではかなり多く入っていたんですけど、今はその部分は大分落ちつきまして、コールセンターのほうのオペレーターのほうの対応で御案内のほうができていたというような状況になっております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

あと説明会の中で、収集車両が進入できない狭隘道路に住宅があって、既存集積所で収集を継続している地域のことで、幾つか御意見が非常に集中していたような説明会が幾つかあったかなというのは、たまたま幾つか私が出た中で拝見させていただいたんですが、恐らく一番最初の説明会のときに、市内全域であるという説明から、補足の説明はしたんですけども、有料化が始まるということで全部収集しに来てくれるんだということの捉え方の違いでしょうね。その辺でトラブルほどではないんですが、大分御意見を言われていた方がいらっしゃったと思うんですが、既存集積所で収集を継続している地域が今のところ、一体どの程度あって、そこはさまざまな事情で戸別ができないと思うんですが、今幾つぐらい市内にはあるのかを教えてくださいてもよろしいでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 狭隘地域におきまして、戸別収集ができていないという地域におきましては、おおよそ20件まではいかない程度だというふうにつかんでおります。

また、地域のコミュニティーの関係で集積所を残したいというふうな市民の御要望等にも応えるということで、そちらにつきましても、おおよそ10件程度というふうな形で把握してございます。ですから、狭隘、コミュニティーなどにおいて残したいというところにつきましても、二、三十件というふうな形で市内全域では把握しているところでございます。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

このあたりは、明らかに道路の狭隘により収集車両の通行が困難であると、私の家の付近もそうなんですけれども、例えば収集車両を進入させるためには、当然トラック等も常に無理な運転を続けなくちゃいけないんじゃないかなということも拝見したり、恐らく毎日ドライバーさんも変わりますので、例えば物損事故だったり、それか人身事故になってしまったら、幾ら強い御意見をいただいたところで無理に入れたところで、結局そういう事故が起きたら、責任は市になってしまうわけですから、そこは余り妥協するというわけじゃなくて、要望は強いのはもちろんなんですけれども、現状を粘り強くお伝えしていただいで、多くの住民の方は、そこはもう理解をしていますので、自分の前が狭いだとか、曲がりづらいということはわかっていますので、御意見が強い方というのは、どうしても迫ってくる部分があるんですが、そのあたりはきちんと凛として応えていただいで、御納得いただけるように、いつもの姿勢で取り組んでいただきたいなというふうに思いますので、そこはぜひ継続して活動していただければというふうに思います。今現在も解消しなければいけない箇所というのがまだあって、今後10月に向けて少し調整しなくちゃいけない箇所というのも、まだ何か所かあるということで御理解してよろしいでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 今議員のほうからお話がありましたとおり、狭隘道路につきましても、市民の皆様から強い戸別収集の御希望などもございます。やはり、我々につきましても、公共事業という形で実施をしておりますので、何かあってからでは遅いということもございます。今までも文書を作成し、戸別に配布をさせていただいたりですとか、実際に現地で市民の皆様と直接お話し合いをしながら、その場所の前で調整をさせ

ていただきながらしてきております。そういったところも含めて、今後も引き続き、まだ数件残っているところもございますので、取り組んでいきたいというふうには思っております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

今お話しありましたとおり、公共の取り組みですので、本当にそのあたりは何を優先すべきかはもちろん一番わかっていらっしゃると思いますので、ぜひその辺は今まで取り組んできた姿勢は本当に素晴らしい姿勢で、市民の方と向き合って取り組んでいましたので継続して、そのあたりは変わらずに取り組んでいただきたいということと、それからごみカレンダーの周知に関しても、なかなか御理解できない方もいらっしゃると思うんですが、何回問い合わせがあっても粘り強く、市民の方に理解していただくということが施策の成功に結びつくと思いますので、ぜひそのあたりは意識して継続して取り組んでいただければと思いますので、どうぞ要望させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

1番については以上で終わりたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

2番の虫歯の罹患率について、お伺いさせていただきたいと思います。

先ほど市長答弁と、それから部長の答弁でお話をいただきました。市民における推移に関しては、理解をさせていただきました。小中学校における虫歯の罹患率のほうを、少し重心を置いてお話をさせていただきたいなというふうに思いますが、長年にわたって東大和市が虫歯の罹患率について、少し数字が悪いということで、これは多くの方が認識をされているところであるというふうに思いますし、取り組んでいかなければならない、そろそろ重点事項ではないかなというふうには私も捉えてはおります。

昔は家庭の問題もあって、それから当然治療費の問題等もあったので、それは十数年前のお話だと思うんですが、なかなか強く言えないんだというお話を当時、私も前職のころ、ちょっとそのお話を伺った記憶があります。今は学童の治療費は1回200円の負担ですし、時代の背景も変わっておりますので、この数字を何とか解消していかなくてはいけないのではないかなということで、お伺いをさせていただきたいと思います。

当然罹患率の悪さは子供の健康、学力、体力にかかわる大変大きな問題というふうに思いますし、また医療費への悪影響も当然考えられます。また、子供の虫歯の予防・治療は医療費の中で最もコストパフォーマンスが高いということが、これはアメリカのほうでも認定をされていますので、ぜひこちらは前向きな取り組みをしていただきたいというふうに思うんですが、特に小学校入学前までの推移というのは、そんなに悪くないのかなというふうに、平均値近いのかなというふうには、先ほどの御答弁でもありましたが、小学校、それから中学校になると、途端に数字のデータが悪くなります。それで、特に難しい要望をするつもりもなく、食べたら磨くという意識を備えつけるのが当然一番いいんでしょうし、私が何年前に聞いたときは、例えば給食の中で給食の時間が大変短い中で、準備、配膳、それから片づけ、その他の取り組みでなかなか時間がとれないということと、それから歯ブラシの保管場所、それから洗い場の確保がなかなか難しいということと、そのようなお答えを伺ったかなというふうには思っているんですが、一番簡単なのがやっぱり入学して間もない1年生のころから、どちらかの時期にスタートをしてブラッシング指導して、給食のときに歯を磨くという習慣をつけるのが一番大事なんじゃないかなというふうには思っているんですが、そのあたり教育委員会としては、恐らく理解はされているんでしょうけれども、なかなか取り組めないという事情が、もしあるのであれば教えていただいてもよろしいでしょうか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 児童・生徒の歯と口の健康ということで、虫歯の状況ですね、それにつきまし

ては、教育委員会、また学校ともに課題として強く認識をしております。そうした中、学校のほうでは学校保健研究部というのがございますが、平成25年度はこの虫歯を対象としまして、歯科保健活動を通して児童の健やかな心身の発達を目指すということで取り組んでまいりました。また、先ほど教育長から答弁もございましたが、東大和市の学校歯科保健活動取り組み指針というものを24年に策定しております、それに基づいて毎年さまざまな対策は講じております。今年度におきましては、今お話がありました給食後のブラッシング、歯ブラシというものが学校歯科医の方からも御提言もございますし、やはり食べたら歯を磨くという、そういう習慣づけが大切だということでございまして、ことしの6月の歯と口の健康週間を中心に給食後に各御家庭から歯ブラシを持参していただいて歯を磨いてみるとか、あるいはうがいをするとか、各学校でさまざまな取り組みをお願いし実践されたという報告を聞いております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

とてもいい活動だと思います。それは、ある時期の歯の健康月間ですか、その時期だけでなく、継続して毎日取り組むことというのは、なかなか厳しいものなのか、歯磨きも一つですけども、ぶくぶくうがいをすることの取り組みもあるというのは私も伺っておりますが、八王子のほうの中学校では実施時期はほぼ毎日行っているというふうな取り組みの、これは八王子ですね、市立の中学校なんです、実際に生徒たちに最初は春に行われた定期健診の健康診断の際、歯肉炎の生徒が多くて、中には重症の虫歯の生徒が大変多くて、また学校歯科医から歯垢がたくさんある生徒が多いなど指摘があって、昼食後に歯みがきサンバのリズムに合わせて楽しく磨くという呼びかけをしたところ、生徒たちの自主性に幾つか任せたと、例えば生徒総会で保健委員が全校生徒に昼食後の歯磨きを呼びかけるであったり、昼食後の校内放送で放送委員が歯磨きを呼びかけ、歯みがきサンバの音楽を流したり、それから各学年、それぞれの手洗い場で歯磨きをするなど、ある時期は先生たちの促しが必要かなと中学生の場合は思うんですが、その後は生徒たちの自主性に任せて取り組んでいくということも一つであると思いますし、それからやはり小学校のうち、どうしても特に低学年のころから教えればいいのですが、特に低学年であると流しの水道の数も決まっているというふうに思いますので、どうしても先生方のマンツーマンの指導がしばらくは必要なのかなというふうには思うんですが、たしか40分とか、今45分の給食の時間の中で、大変きつきつでやられているのも私の子供も小学生ですので、よくわかっているのですが、何か少し変えないと、この罹患率が向上していくということが、なかなか厳しいのかなというふうには思うんですが、そのあたり特に難しいお願いをするつもりはないのですが、例えば中学生であれば、よく歯科医師会の方に来ていただいて、講和を開いていただき、その際に染め出しですね、赤い液をつけて磨けているところ、磨けてないところをやって、ブラッシング指導ということをする、あの赤い液をつけるといかに磨けてないかというのがよくわかりますので、そういう取り組みは非常に前向きであるということの各市町村のお話もいただいておりますし、そのあたり小中学校での取り組みは、また変わると思うんですが、まず小学生に関しては、低学年の1年生のころに歯ブラシの習慣をつけるということの取り組みをしていただくというのは、なかなか厳しいのか、それとも厳しいばかり言っても仕方ない部分がありますので、この罹患率を長年にわたって若干改善しているといえ、やはりすごく数字が悪いというのは、現実問題としてあるわけですから、これを一つの問題として捉えて、まず小学校のほうはお伺いしたいと思いますが、低学年のうちから取り組んでいただくということのお考えは、来年度あたりからあるのかなのか。また、現状どのようにお考えになっているのかを教えてくださいましてよろしいでしょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） 小学校の取り組みですが、先ほど昨年度の学校保健部の研究テーマとして、歯科活動保健を実施しているという話をさせていただいたと思いますが、具体的には歯磨きの歌というものを、平成25年度音楽専科教諭の協力を得まして、「歯もピカピカ 心もピカピカ」という曲をつくりました。それを実際に先ほどの歯と健康週間では、各学校で給食後に音楽を流しまして、その中でぶくぶくうがい、あるいは歯磨きということをして、実際にその時間が大体3分程度ですので、歯磨きの時間とかというものを体感できたということで、こういったものは今現在も継続してやっていただいている学校もございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

実際に歯ブラシを使って磨くという取り組みは、なかなか難しいのか、難しい理由があれば教えていただけますでしょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） 確かに、いろいろとハードルはございますが、実際に今何校か継続的な取り組みを試行的にやっている学校がありますので、そういったノウハウをほかの学校にも広めていきたいと思っております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

ぜひ、まず今試行的に何校かやられているというお話でしたので、各子供の歯磨き指導というのは家庭だということの御意見も十何年前には伺ったこともありますが、そうはいっても永久歯が虫歯になってしまったら、乳歯のうちが虫歯になっていいというわけではありませんが、永久歯が虫歯になってしまうと、本当にそれはもう一度生えてくるわけではありませんで、そのあたりをしっかりと子供たちにも理解をしていただいて、なかなか低学年に関しては、子供たちの数も多いですし、先生の負担も多くなると思うんですが、よく小学校までの虫歯は親の責任だということで、私の時代はそういうふうに教わってはいたんですが、だからといって今時代も変わっていますので、そのあたりは全部学校にお願いするわけにもいかないんでしょうけれども、意識づけだけでも、またたった少しの時間、磨くことができるのであれば、そういった取り組みはぜひ継続して行っていただきたいというふうに、私のほうで思っておりますので、そのあたりから東大和市の小中学校における虫歯の罹患率の改善に向けて、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思いますので、今後とも引き続きお願いしたいというふうに思います。教育長のほうでも、ぜひ校長会のほうで学校の虫歯の罹患率の改善ということで、議題を持って取り組んでいただきたいと思うのですが、最後にこのあたり、教育長からお考えがあれば、お伺いさせていただければというふうに思います。

○教育長（真如昌美君） ただいま御指摘いただきました虫歯の問題につきましては、大変大きな課題であるというふうに認識しております。今後も保護者と一緒に、子供たちの虫歯予防については取り組みを進めてまいりますというふうに思っておりますけれども、学校も今非常に虫歯についての問題意識を強く持っております、さまざまな取り組みを進めているところであります。今後とも、その取り組みを日常化させていくという働きかけをしていきますとともに、今現在実施に至っている学校につきましては、その実施の内容を認めながら、また励ましながら、その取り組みを全市のほうに広げていくというふうに考えております。どうか、よろしく申し上げます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

24年度から、そういった取り組みを始めていただいているということですので、ぜひその結果があらわれる

ように、私もそのあたりの推移を楽しみにして待っておりますので、私自身も高校に入るまで実は虫歯がなくて、自分の中で一つよくやってきたなという誇りだったんですけど、歯に関しては私は親にはとてもうるさく言われていましたので、そのあたり歯はとても大事だということを、ぜひ子供たちに継続して教えていただいて、今幾つかお話がありましたとおり、教育長も大変前向きに捉えていただいておりますので、どうぞ継続して取り組んでいただきますように、お願いしたいというふうに思います。

虫歯の罹患率については以上で終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

続きまして、中学校の職場体験ということでお伺いさせていただきたいと思います。

現在市内の中学校における職場体験実施の日数を含めた現状の内容について、教えていただければと思います。また、東大和市内で最初に実施した時期と、そのいきさつについて、わかるようであれば教えていただければというふうに思います。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** ただいまの職場体験の現状につきましてですが、平成25年度は2日間実施している学校が3校、3日間実施している学校が2校ございました。平成26年度からは、今市内の全学校で3日間を実施しているところでございます。そして、最初に実施したということなんですが、これにつきましては、東大和市では平成13年度、文部科学省のほうから学校教育及び社会教育における体験活動の促進についてという通知が参りました。それを受けまして、児童・生徒の体験的な学習活動の充実が必要であると考え、それまで学校で実施していた職場訪問から、より体験的な活動である職場体験活動へ進めるよう校長会で依頼したのが始まりでございます。また、東京都教育委員会では平成17年度より、わくわくWeek Tokyo事業を実施しまして、職場体験活動を推進しております。東大和市でも意義ある活動と捉え、この取り組みを進めているところでございます。

以上でございます。

○**12番（蜂須賀千雅君）** ありがとうございます。

中学校で全国的に職場体験学習というものを実施したのは、兵庫県の神戸だったような私の中で調べた中ではあります。今から約20年ぐらい前だったと思うんですが、そのあたりで一気に関西圏に広がって、東大和市にも、東京都を含めて職場体験学習が始まったというふうに思っています。また、今現在かなりの多くの自治体が、この職場体験導入をしております。この職場体験なんですが、実際今東大和市は3日間ということで、今お話しあったと思うんですが、このあたりの活動日数に関しては教育委員会として、今どのように捉えているのかを教えてくださいませんか。発祥の地の関西地域は、職場体験学習を一部見直して、1週間だった学校が今は2日だけ変わったという学校も実際はあります。中学校の職場体験から高校の職場のインターシップに関西圏では移動しているところも目立っております。

これは2つ捉え方があって、私はこの職場体験は大変意義のあるものだというふうに思っているのですが、この3日という日数のみで行ってしまうと、これだとなかなか子供たちの職場になれたころに終わってしまうという現実があって、私もサラリーマンをしていましたが、やっとなれてきて、その後にその会社の方々と、やっとながら心を通じ合って本当に、その職場の空気が読めてということがやっとなら4日目、5日目でわかってくるのかなということで、長い地域だと6日取り組んでいただいているところ、それから5日という自治体も多かったと思うのですが、このあたり活動日数に関しては、3日ということは、今後ともこの3日でいきたいというふうな目的なのか、一部の人は授業のカリキュラムが増加しているのに、たった3日では余り意味はないんじゃないかという方もいらっしゃるのですが、このあたり私はもう少しカリキュラムがふえた中で大変だとは

思うのですが、もう少し日数をふやしていただいて、子供たちによりよい実りある職場体験を実施していただくという考えがあるのですが、そのあたり教育委員会としてはどのようにお考えなのか、教えていただけますでしょうか。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** 東京都全体では、平成25年度5日間実施している中学校が約38%、それから3日から4日の実施の学校が約45%、1日から2日の実施の学校が約17%という今実態でございます。東京都も、やはり職場体験を5日程度実施することを目指しているところで、3日以上実施している中学校は今ステージ1実施学校と呼んでおります。そして、5日以上連続して実施している中学校をステージ2実施学校というふうに定義をしております。本市では、今現在ステージ1実施学校であります。今議員よりお話があったように、続けて働くことによって、意義ある体験活動が生徒たちにとって味わえることは間違いないことなんです。やはりそれには事業所の拡大、それから今御指摘がございましたように、学校のカリキュラムをどうするんだということもございます。教育委員会といたしましては、引き続き学校とこの後日数がふやせるかどうかということで努力をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○**12番（蜂須賀千雅君）** ありがとうございます。

今お話しありましたとおり、大変貴重な日数を使って職場体験を実施しております。この間、教育長日記にも全国学力学習状況の調査結果ということで出ておりますが、徐々に改善はしている中で、学力を上げていかなくちやいけないという中においても、この貴重な日数を使って職場体験を行っているわけですから、ぜひやっぱりそれであるならば、私もこの職場体験には賛成もしている側です。ぜひもっと実りよい職場体験を実施していただきたいということでありますので、日数をこれを3日ではなく、大変多くの自治体で実施しております5日間ということの一つの目標にして取り組んでいただくためには、ただ事業所を各学校の先生、それから教育委員会の方になるんですかね、回っていただいて、その事情をお話しして理解をしていただくなど、ひとつ営業マンのような形で市内の事業所の方々に、この中学校の職場体験がとても大事であるということを理解していただいて、お話しして、また受け入れ先としてなっていくという事業所の方に向けての取り組みもあると思うんですが、そのあたり現状は事業所の今後のそういったものに取り組んでいく形ができるかどうかということと、それからせっかく職場体験をして受け入れてくれた事業所が、例えば不満に思って子供たちを帰してしまったりとか、例えば事業所からのさまざまな終わった後の御意見をいただくと思うのですが、そのあたりというのは、例えばどのような形で各受け入れていただいた職場の方には、御礼という言い方が合っているんですか、御挨拶に最後お伺いをし、そこで得られた改善点というのは、次年度にきちんと生かされて解決をして取り組まれているのか、そのあたりをちょっと教えていただけますでしょうか。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** 先ほどは教育長より御答弁させていただきましたけれども、年度当初、東大和市商工会に教育委員会の統括指導主事が参りまして、この事業の意味、それから御協力をお願いしているところでございます。

それから、お礼に関しましては、ここが実は非常に重要だと考えております。学校は体験をさせることは当たり前ではなく、やはりそこを学校側も非常に協力をいただいてありがたいというところを、きちんと伝えながら改善点を進めていくことが必要だと考えておまして、各学校では例えば生徒の直筆の御礼状を郵送したりとか、それから生徒による手紙や感想とともに、校長名入りの礼状を送っているところもございます。それから、教員が全てではないんですが、事業所を回りながらお礼をしているということもございます。その中で、

やはり毎年残念なりますことなのですが、二、三件ぐらいは苦情というんですか、職場体験をして課題がありますというところをいただいております。学校では、それを受けながら次年度改善点を明らかにしているんですが、よく御指摘をいただくところで、やはり生徒の挨拶がまだ不十分であると。ところが、次年度も指導はするんですが、なかなかそのところがうまくいなくて、また繰り返し御指摘をいただくということがございます。学校では、その改善のために生徒を指導しながら、または職場体験のシステム、そこから改善を図るということも通しながら、よりよい本当に体験となるように日々努力をしているところでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

大変御理解をいただいていると認識をしております。それは、終わった後が一番大事であるということで、教育委員会のほうも捉えているということで、ぜひそこは継続して抜かりない対応をしていただければというふうに思います。特に二、三件、毎年残念ながら苦情をいただくということで、苦情を言っていただくというのは、もう本当に最大のチャンスだと思っていただいて、関心がなければ苦情も出ませんし、御意見も出ないというふうに思いますので、まず大変お忙しい中を特に事業所の皆さんは子供たちを受け入れていただく、それで生徒一人一人の主體的な参加と責任感を体験活動を通じて、人と触れ合いながら仕事に取り組むことを大変皆さん、お仕事をされている中で貴重な時間を使って受け入れていただいているわけですので、双方ともに充実した内容で、この取り組みが行われることが一番であるというふうに思いますので、なかなか言ってくれない事業所もあると思うのですが、御意見をいただく関係をつくっておくというのも、非常に大事だというふうに思うんですね。言うてくださる方は、本当にごく一部だということを、さまざまな業種ではありますが、日ごろから先生方とのコミュニケーションをしっかりとれて、また終わったときに小さなことでもいいので、拾い上げさせていただくことが日数をふやして受け入れていただくことにつながったり、また子供たちがその仕事に対して、また将来の仕事に対して、この時期経験したことが生かされることが、この職場体験をやっている意義であるというふうに思っておりますので、ぜひその事業所への改善点の報告であったり、当然生徒たちも含めたお礼というものは、重点の内容において、今後も引き続き取り組んでいただきたいというふうに思っております。

八王子であったり、青梅、府中、それから調布、町田、小平もそうですね、多摩、羽村、瑞穂、そのあたりが5日間ということで取り組んでおり、その職場体験、今お名前上げた自治体の職場体験の感想も見させていただきましたが、我が市もそうですが、とても充実した子供たちの内容がたくさん書かれておりましたので、今の事業所へのきちんとした一番大事であるお礼の部分と改善の部分としっかりと取り組んでいただくことと、教育委員会として、これが必要であるということであれば、幾つか改善しなくちゃいけない部分もありますが、日数をふやしていただくことも、要検討していただいて取り組んでいただきたいということを要望させていただきますので、どうぞよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（尾崎信夫君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時43分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。中学校の職場体験については以上で終わります。

最後です。特定不妊治療医療費助成制度についてということでお伺いいたします。

1番の市民への情報周知における意識啓発の現状と今後の取り組みについてということ、お伺いをさせていただきます。

過去数回のこの質問の中で、とにかく意識啓発を保健センターのほうで促していただきたいということで、お願いをさせていただいたことがあると思います。成人式の際に配布をされていた資料の中にも、リプロダクティブ・ヘルツ/ライツということで、性と生殖に関する健康と権利という言葉があります。これは、女性の健康と人権を守るために世界女性会議で各国で取り組むべき課題を課題として採択された言葉です。リプロダクティブ・ライツとは、子供を産むか、産まないか、産むとしたら、いつ何人を産むかを決める権利のことで、それらを女性自身が自由に、そして責任を持って決めることができる、そのことを保障している言葉です。産むのが当たり前とされたり、不妊やその他の理由で産めない立場の人が産むことを強く期待されたり、子供はまだと干渉されたりするとしたら、とてもこのリプロダクティブ・ヘルツ/ライツが守られているとは言えない、まだまだ世の中であるというふうに認識をしております。子供が欲しくても授かることができない方がいる、こういったことの意識啓発について、不妊イコール女性が原因であるといった間違った情報がまだまだ世間では多くあり、苦しんでいる女性が多くいるのも事実であります。現状までの保健センターの取り組みと学校教育現場での取り組みは、これは後で聞きます、ごめんなさい。保健センターでの取り組みの現状と認識、また取り組みを教えてくださいというふうに思います。

ちょうど、私の年齢の前後であります38、39、40、41、42という年齢は、ちょうどこの問題に差しかかっている方が非常に多くて、まだまだ情報を知らなかったということで治療を受けている方も身近にも多くいますし、大変多くのこの問題を御意見として伺うことも継続してありますので、今現在取り組まれている状況等があれば、教えていただければというふうに思います。

○福祉部長（吉沢寿子君） 現状保健センターのほうで取り組んでいる不妊の関係のさまざまな事業等がございますけれども、まずやはり子供を持ちたいと思ったときに、希望する妊娠や出産ができるようにするためには、妊娠に対する正しい知識を持っていただくということが一番必要となります。これは、先ほど市長答弁等にもございますように、男性自身にもこのような知識を持っていただいて、不妊の原因は女性だけではなく、男性にもそのような原因もあるということで、例えば不妊症のうち男性にもその原因があるとされる場合は、WHOの調査によりますと約半数弱、48%ぐらい男性にも不妊の原因があるというふうに言われております。こういったところで、正しい知識というのを持っていただくということで、保健センターでは現在健康相談や女性の健康相談という中では、そういった相談を受けたり、啓発なども行っております。

また、先ほど議員のほうからお話ありましたが、成人式のときにもいつか子供が欲しいと思っているあなたへということで、実は身近な不妊の話というリーフレットを置いておきまして、御希望する方にお持ちいただくということで、なかなか無理にそれを成人式の場でちょっとお渡しするというのも、なかなか難しいというところもあるので、御希望する方に置いておいてお持ちいただくというような形で実施しているところでございます。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

成人式のほうで、恐らく東京都から冊子を用意していただいておりますので、私も拝見させていただきましたので、大変にありがたく思っております。やはり、成人式という現場でしたので、なかなか久しぶり

に会う旧友との時間が、なかなかこちらに向いていただけなかったということも現実ですので、中学生では少し早いかなというのも私の中ではあるので、本当は高校のときに、こういったことの現実、不妊、それから現実に関して、そういった事業を本来であれば設けていただけないかなというのは、正直少し思っております。不妊というだけで、男性の意識が大変低くて妻であったり、女性にであったり、厳しく当たって苦しんでいる女性が大変多くいるという現実があります。実際のところ、先ほど部長からお話ありましたとおり、不妊の原因の半分は男性です。ですので、そういった現実を知らずに妻を責め立てたり、女性を責め立てるなんていうことは、ましてあってはならないことであって、それがただの知識不足で、そういうことが行われているのであれば、こんな不幸な話はありませんので、ぜひせっかくだいたいた冊子、コピーでもよろしいのですが、男性不妊に関して、また不妊治療全般に関して、2人目不妊という方も今大変多くいますので、保健センターのほうでお父さんになるための教室であったり、父親のハンドブック等も配布させていただいておりますが、その中に少しこの不妊症に関しての冊子を入れていただくなり、また冊子だけだと幾つかの資料が恐らくまぎってしまう中が多いと思いますので、こういった現実もあるということフレッシュなお父さんたちに、ぜひ伝えていただくということは、とても大事なことなんではないかなというふうには思っておりますので、そのあたり少し御検討いただくことができるかどうかを教えてくださいませうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） ただいま議員のほうから、そういう御提案いただきました。先ほど来、男性も女性もともに正しい知識、妊娠や不妊に関する知識を持っていただくことが大事ということで、先ほど学校教育等の場でもというようなお話もありましたが、やはり現に今結婚したりして妊娠して子供が欲しいと考えていらっしゃるカップルだけでなく、結婚前の若い段階から、そういうことを知っていただくことが重要だと考えております。昨年の8月に、国のほうで報告書が不妊に悩む方への特定治療に関する検討会の報告書というのが出されまして、その中でも学校教育、特に高校生までの中で、そういった正しい知識を普及、充実させるというようなことも、その報告書の中に必要だというふうに入っております。医学的にも35歳ぐらいまでが妊娠等の適齢期ということでございますので、そういった正しい知識なども知っていただきながら、私どもも普及啓発に取り組んでまいりたいというふうに考えております。2人目のお子さんのというようなところでの男性の教室とか、健康課での保健センターでのさまざまな教室等でも、そういったPR等は引き続きしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

男性不妊の助成制度の現状と今後の取り組みについてを教えてくださいませうか。

○健康課長（志村明子君） 男性不妊の助成制度の取り組みについてでございますけれども、現在保険適用となる一般的な不妊治療は排卵誘発剤などの薬物治療、卵管通過障害に対する卵管通気法、卵管形成術、精管機能障害に対する精管形成術となっております。それ以後のステージとしまして進みます生殖補助医療となる治療に対しては、現在保険適用とはされておられません。その中身としましては、人工受精、体外受精、顕微受精となり、このうち特定不妊治療の対象となるのは体外受精及び顕微受精でございます。男性の側の不妊の原因の中の治療としても、体外受精及び顕微受精のほうは行われております。男性不妊治療費助成につきましては、これ以外に体外受精、顕微受精に至る過程の一環として精子を取り出す精巣内精子生検採取法など、特殊な専門的な治療によるものがございます。こういった場合は、現在国の制度の中に入っていないのが現状でございます。国内では、三重県などで始めたということをお聞きしております。

以上でございます。

○12番(蜂須賀千雅君) 詳細ありがとうございます。

行政報告書等確認すると、年々我が市の特定不妊治療医療費助成制度の申請者数とも、年々数が上がっておりますので、男性不妊のこの分野に関しても、ぜひ少し研究をしていただいで取り組んでいただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

また、東京都のほうで平成26年4月1日から特定不妊治療医療費助成制度が変わっておりまして、対象年齢が43歳以上は28年度から対象外となって、対象者には年間の助成回数の制限がなくなってということで、幾つかの助成制度の数字が変わっております。つまり、このあたりのことも本当に自分がその立場になってみて、初めてわかったということでは少し遅い部分があります。今毎度私がお話をさせていただいたとおり、子供を欲しいと思ったときに、もう35歳を過ぎている、また40歳以上であるということで、実際子供ができない、また卵子について、それから不妊についてということを知ったという方が大変苦しんでいる方が多くいるという現実があります。また、顕微受精にしても、体外受精にしても、何百万円という単位の治療費をかけて、それでも子供を欲しいと願ひ、取り組んでいる女性が大変多くいるというお話もさせていただいております。こんなに人生の全てをかけて取り組んでいる人たちに対して、ぜひ少しでも市としての取り組みを継続して行っていただきたいということで、定期的にこの質問をさせていただいておりますので、新しく制度等の認識も変わっておりますので、そのあたりの周知もぜひ保健センターのほう含めて取り組んでいただければというふうに思いますので、どうぞそのあたりよろしくお願ひします。

特に、今回男性不妊ということでお話をさせていただきましたので、原因が半分であるにもかかわらず、苦しんでいるのがほとんどの割合で女性であるということは、こんなに悲しいお話はありませんので、夫婦そろって人生の全てをかけて子供を欲しがっている方たちに、少しでも自治体として取り組んでいる姿勢を、さらに厚みを持って見せていただきたいということを最後要望させていただきまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

○議長(尾崎信夫君) 以上で、蜂須賀千雅議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 根 岸 聡 彦 君

○議長(尾崎信夫君) 次に、10番、根岸聡彦議員を指名いたします。

[10番 根岸聡彦君 登壇]

○10番(根岸聡彦君) 10番、自由民主党・みんなの党の根岸聡彦です。通告に従ひ、一般質問をさせていただきます。

今回大きな項目として3点質問をさせていただきます。

まず第1に、コミュニティバスについて。

第2に、都市マスタープランについて。

そして第3に、東大和市次世代育成支援計画(後期)についてであります。

まず、コミュニティバスについてですが、①地方公共交通会議についてお伺ひします。

アといたしまして、開催状況と議論の内容は。

イといたしまして、市民の意見・要望に対する反映度合いは。

②番、ちょこバスの現状と今後の展開について。

アといたしまして、利便性向上に対する認識は。

イといたしまして、市民ニーズの充足に対する認識は。

③番、今後の課題と展望についてであります。

アといたしまして、交通空白地域に対する取り組みは。

イといたしまして、ちょこバスの将来像は。

大きな2番の都市マスタープランについてであります、①都市マスタープランの位置づけについて。

アといたしまして、まちづくりにおける市としての認識は。

イといたしまして、都市マスタープランに対する市民の認識は。

②番、都市マスタープランの改定についてであります。

アといたしまして、改定のポイントは。

イといたしまして、改定に伴うまちづくりの方向性は。

ウといたしまして、今後のビジョンは。

最後に、東大和市次世代育成支援計画（後期）についてであります、①計画の策定について。

アといたしまして、その背景は。

イといたしまして、その目的は。

②番、各事業に対する設定根拠と評価基準についてであります。

アといたしまして、目標としての設定基準は。

イといたしまして、成果と評価の関連は。

③番、計画の今後についてであります、アといたしまして、現時点で認識している課題は。

イといたしまして、計画の先に見据える都市像は。

以上、壇上での質問は以上とし、再質問につきましては御答弁も踏まえまして自席にて行わせていただきます。

〔10番 根岸聡彦君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、地域公共交通会議の開催状況と議論の内容についてであります、地域公共交通会議は平成24年度、平成25年度に各3回、平成26年度は現時点で2回、合計でこれまでに8回開催しております。主な議論であります、これまでにバス車両、ルート、運行本数、運賃など、利便性向上に関する事項について協議を重ねてまいりました。

次に、市民の意見・要望に対する反映度合いについてであります、市民の皆様の御意見等を把握するため、市民懇談会や市民意識調査を実施し、地域公共交通会議では、これらの内容を踏まえた議論を行うことにより、意見の反映を図っております。また、会議では5人の市民公募委員からも活発な御意見をいただいているところであります。

次に、利便性向上に対する認識についてであります、市民の皆様の利用しやすいちょこバスとするため、ルートが長大であること、時間帯によってルートが異なること、運行本数が少ないことなどの改善を図ることが必要と認識しております。

次に、市民ニーズの充足に対する認識についてであります、市民の皆様からは1時間に1本の定時刻での運行や駅への乗り入れ等の要望が寄せられており、今回長大ルートを廃止してコンパクトな循環ルートと駅間

を往復する2つのルートに見直しをいたします。また、この2つのルートを市役所敷地内で結節させて、乗り継ぎを可能とするなど、市民の皆様の声を反映できたものと認識しております。

次に、交通空白地域に対する取り組みについてであります。今回の見直しを実施した後、公共交通空白が認められる地域につきましては、その地域の機運の高まりに応じた対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、ちょこバスの将来像についてであります。ちょこバス路線が既存のバス路線と有機的な公共交通網を形成し、市民の皆様の移動手段として重要性を増すとともに、環境負荷の少ない都市の構築に寄与させたいと考えております。

次に、都市マスタープランのまちづくりにおける市としての認識についてであります。都市マスタープランは都市計画法第18条の2に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針として、市の都市づくりの将来像を描いたものであります。その上で、基本構想や基本計画に即した都市づくりの指針となるもので、市の都市整備を進める際の基本的な方針を定めたものと認識しております。

次に、都市マスタープランに対する市民の認識についてであります。平成25年度に実施しました都市マスタープラン見直しに向けた市民意識調査において、都市マスタープランの認知度を調査しましたが、都市マスタープランを知っている人の割合は3.3%と極めて低い値となっております。協働のまちづくりを進めるためにも、地域別懇談会を経てパブリックコメントを実施してまいりたいと考えております。今後は市民の皆様に都市マスタープランにより関心を持っていただくため、さまざまな情報を市公式ホームページ等に掲載し、周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、都市マスタープランの改定のポイントについてであります。第二次基本構想及び第四次基本計画の策定を受け、これらを含めた市の計画と整合性を図るとともに、超高齢社会の到来、低酸素型都市の構築、東日本大震災を踏まえた防災意識の高まりなど、近年の社会情勢の変化を反映することが重要であると考えております。

次に、改定に伴うまちづくりの方向性についてであります。改定後のマスタープランの目標年次は10年後の平成36年としております。また、今回の改定は平成12年に策定したマスタープランの骨格や都市づくりの基本的な考え方を基調とした中間的な見直しと捉えております。まちづくりの方向性につきましては、現行都市マスタープランの方向性に沿った形で、これに社会情勢等の変化に伴う事項を反映していく必要があると考えております。

次に、今後のビジョンについてであります。現行の都市マスタープランではうるおい、やすらぎ、いきいきをキーワードとした将来像を挙げております。今回の改定に当たりましては、これらに安心をキーワードとする子供から大人、高齢者まで、安心して暮らせるまちづくりを加え、生活文化都市のさらなる実現を目指すものとしたと考えております。

次に、東大和市次世代育成支援計画（後期）の策定における背景についてであります。少子化、人口減少、核家族化やライフスタイルの多様化等により、子育て支援施策への取り組みの見直しが必要となり、平成15年7月に制定された次世代育成支援対策推進法により、市町村において次世代育成支援行動計画を策定することが義務づけられ、東大和市では今後取り組むべき次世代育成支援対策として、平成17年3月に東大和市次世代育成支援計画前期計画を策定しました。そして、平成22年3月には前期計画の目的、成果を継承しつつ、総合的な子育て支援策を推進するための新たな5カ年の計画として、後期計画を策定したものであります。

次に、策定の目的であります。この計画は次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画であり、次世代を担う子供と子育て家庭を社会全体で支援することにより、子供を産み育てることに喜びを感じることができ、さらに子供たちが健やかに育つまちを目指して、東大和市が平成26年度までの5年間に取り組む次世代育成支援対策を取りまとめることを目的として策定したものであります。この計画を策定するに当たり、各事業に対する目標の設定基準についてであります。計画を策定するに当たり、親が子供を産み育てることに喜びを感じられ、子供たちが心身ともに健やかに育つ東大和市を実現するため、すべての子育て家庭が安心して子育てできるまち、仕事も家庭も大切にできる子育てしやすいまち、子どもたちがのびのび育つまち、地域ぐるみで子育てする安全なまち、以上の4つの目標を設定し、各項目へと広がっていく流れとなっております。

次に、成果と評価の関連であります。次世代育成支援計画では毎年度事業ごとに平成26年度までに達成すべき目標に対する成果として実施状況を確認し、その達成状況を4段階で評価し、次世代育成支援対策等推進本部会議におきまして、その推進状況を管理しております。

次に、この計画における現時点課題についてであります。この次世代育成支援計画につきましては、平成26年度で終了することから、新たに制定されました子ども・子育て支援法において策定する子ども・子育て支援計画におきまして、次世代育成支援計画に盛り込んでいた保育サービスや子育て支援事業などの整備目標の設定等は大部分を引き継がれることから、行動計画を策定する際には一体化して策定することが課題であると認識しております。

次に、先を見据える都市像についてであります。現在子ども・子育て支援施策につきましては、平成24年8月に子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するため、子ども・子育て支援法が制定され、保育や地域の子育て支援の量や拡充や質の向上を進めていく子ども・子育て支援新制度が平成27年4月からスタートする予定であります。市では、現在東大和市子ども・子育て支援会議におきまして、その内容を審議していただいているところであります。今後におきましても、市の基本構想、基本計画や地域福祉計画等を踏まえ、保護者が生き生きと地域の中で子育てしやすく、子供が心身ともに健やかに育っていく東大和市の実現に向けて努めてまいりたいと考えております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。それでは、再質問に入らせていただきます。

大項目の順番で行ってまいりますが、その中の中項目、小項目につきましては、順不同となる場合がありますので、あらかじめ御承知おきいただきたいと思います。

それでは、大きな1番のコミュニティバスについてであります。

今回の改正における大きな特徴、また従来の事業形態と大きくこれから変わっていく部分について、市長から今御答弁いただいた部分もありますが、その点も含めて再度御説明ください。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 今回見直しを行おうとしているものにつきましては、ルートと運賃体系を見直す考えでございます。

初めに、ルートのほうでございますが、長大ルートであったこと、また朝晩と昼間で違うルートを走っていてわかりづらかったといったようなこと、また昼間のルートにつきましては、従来運行当初は1時間に1本で運行していたものを1時間半間隔になったといったようなことで、定時にバス停を出ないということで、非常に利用しづらくなったといったような利用者からの声があったので、コンパクトにしていこうとするよ

うな考え方から、循環ルートにつきましては、約10キロの平成15年の当初運行に近いルートに変更するものでございます。

また、駅へ乗り入れてないといったような使いづらいついといった声がございましたので、玉川上水駅と東大和市駅を結ぶ往復のルートをつくりました。その系統を市役所の敷地内で結節させるという見直しを行うようにしたものでございます。

続きまして、料金でございますが、これにつきましては、路線バスの初乗り運賃、現在現金ですと180円ですね、PASMO等ですと割引になりますけれども、その体系と同じものにするということで改定することにしております。

また、違う系統への乗り継ぎ、循環ルートから往復ルート、または往復ルートから循環ルートへ市役所で乗り継ぐ場合につきましては、その乗り継ぎ料金というのはかかからない。したがって、市内を乗り継ぐ場合、違う系統へ乗り継いでも180円で行けるという内容で改定を考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

過去8回の地域公共交通会議が開催されてきたということではありますが、新しいルート、新しい運賃、新しい時刻ということで、新しくなるわけですが、その運行はいつからの開始を予定されているのでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 交通会議におきまして、ルート及び運賃形態につきましては、協議は調っております。しかし、まだ交通管理者等との協議を現在進めているというようなこともございますし、市役所の敷地内での結節点の整備といったような工事が必要になってまいります。そういったことを円滑に進めまして、順調にいけば本年12月に運行を切りかえたいというふうに目標を定めているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 今回の変更に関しまして、全体的ないわゆる運行経費というものは、どの程度になるというふうに分析をしているのでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 運行経費の関係でございます。

現行約5,200万円程度でございますが、今回の見直しに伴いまして、これが約7,400万円程度になると推計しております。金額にしますと、2,200万円程度の増ということです。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 利用人数に関してですが、過去のピーク時が約19万6,000人であったと記憶しております。それが一時期12万6,000人程度まで落ち込んで、現在13万人程度というデータがあると思いますが、今回の変更によって、利用人数というのは、どの程度までふえると推測しているのでしょうか。また、その数値はどのような根拠に基づいて算出をしているのでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 利用者の推計の考え方でございますが、今回運行当初のコンパクトなルート、循環ルートに戻すということでございますので、循環ルートにつきましては、そのピークのときぐらいの利用者の回復が見込めるのではないかとというふうの一つ捉えました。それと、もう一つは新しいルートを予測しております。それと、今回は運賃の改定を行いますので、一般的に値上げをした場合、逸走率、逃げていく人がいるだろうというようなこともございますので、そういったものを見込んだ推計をしているところでございます。詳しくは、都市計画課長から説明いたします。

○都市計画課長（神山 尚君） 具体的な推計の方法でございます。

まず、平成15年2月の運行開始時のルートのバス停から半径200メートル以内の地域をバス停勢圏といたしまして、このバス停勢圏の面積を積算の上、1ヘクタール当たりの乗車人数を割り返しております。

次に、ルートの変更に伴い往復ルートのバス停勢圏として、新たに取り込まれる面積、こちらを積算いたします。この新たに組み込まれます面積に、先ほどの1ヘクタール当たりの乗車人数を乗じまして、往復ルートの乗車人数を推計しております。このように積算しますと、循環ルートの需要予測が19万6,000人、当初の人数ですけれど、それと往復ルートの需要予測が4万9,600人、合計で24万5,600人年間となります。これは、運賃100円を前提とした人数になります。運賃改定の影響、2割の乗客減と見込んでおりまして、結果的に19万6,500人の年間の乗客数を見込んでいるという状況でございます。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 多摩地域の各自治体で運行されておりますコミュニティバスと比較いたしますと、平成24年度のデータですが、キロ当たりの乗車人数がちよこバスは0.93人となっているようです。他の自治体で、これを下回っているのが武蔵村山、羽村、あきる野ぐらいではなかったかなというふうに思われます。逆に、乗車人数の多いところというのが、ルートによってばらつきはあると思いますが、武蔵野市のムーバスや国分寺市のぶんバスが非常に高い数値を出していたように思います。この他市の成功事例を、どのように分析し、今回のルート変更にもどのように生かそうとしたのか、その点について教えてください。

また、今回の変更によってキロ当たりの乗車人数は何人ぐらいにふえるであろうというふうに予測をしているのか、あるいはふやしたいという目標を持っているのか、あわせてお聞かせください。

○都市計画課長（神山 尚君） 他市の成功例でありますけれど、キロ当たりの乗車人数が多い武蔵野、国分寺は人口密度が高い地域、こちらに短距離の循環ルートを設定しているということが特徴になります。また、国分寺のぶんバスのうち、東元町ルート、こちらは人口密度が高い上に坂道が多いという、そういった特徴もございます。このように、人口密度、それから地形的な状況がありまして、一概には当市と比べられませんけれど、成功市を参考としまして、短いルートでの主要駅の乗り入れというものがポイントではないかと考えております。

また、今回の変更によりまして、キロ当たりの乗客数でございますけれど、1.18人ということを見込んでおります。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 今回東大和市駅、玉川上水駅への乗り入れが実現するようですが、市民からの要望として、最も多く声が挙がっていたものが、この駅への乗り入れではなかったかと思っております。この点につきましては、高く評価をしたいと思っておりますが、西武バスや立川バスからは、この点についての難色というのは示されることはなかったのでしょうか。

また、この路線バス会社と、どのような協議を行ってきたのでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 東大和市駅及び玉川上水駅への乗り入れにつきましては、バスによる公共交通網を充実させたいという観点から検討してまいりました。また、路線バスとの運賃体系を同様にするとといったような検討を行ったことから、実現できたものと考えております。

路線バス会社との協議ということでございますけれども、市内を走ります立川バス、西武バス、都営バス、3社が地域公共交通会議の関係機関として参画しておりますので、個別に協議を行ったということではなく、地域公共交通会議の中で協議を調べてまいりました。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

今回の乗り入れに関しまして、東大和市駅、玉川上水駅を発着する西武線との、その発着時刻とちよこバスの発着の時刻の時間合わせというんでしょうかね、それはどの程度考慮されているのでしょうか。

また、循環ルートにおける上北台駅の発着、上北台駅を発着するモノレールの時刻、それから武蔵大和駅を発着する西武多摩湖線の時刻との関係も、あわせて教えてください。

○都市計画課長（神山 尚君） 時刻表につきましては、現在の細部について調整中でございます。それで、時刻表の作成に当たりましては、利便性向上のため鉄道との接続については一定の考慮が必要と考えております。特に、本数が少ない武蔵大和駅、こちらについては接続について工夫してまいりたいと考えております。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 現在の現行の循環ルートというのは、起点、終点が上北台駅となっておりますが、新しい循環ルートの起点、終点は、どのようにお考えでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 新ルートの起点と終点でございますけれど、こちらにつきましては、乗り継ぎのための結節といったことを考慮しまして、東大和市役所を考えております。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 市役所での乗り継ぎについて、乗り継ぎ時間というのは循環から往復、また往復から循環、それぞれどの程度確保しようとしているのでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 乗り継ぎの時間でございますけれど、詳細については現在詰めているところではありますが、大体ともに10分前後になるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 乗り継ぎの方法は、どのようなやり方で行っていく予定でしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） お客様が東大和市役所で降車される際に、運転手から乗り継ぎ券をお渡しするというのを考えております。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 乗り継ぎ券を渡されるということは、おりるときに運転手さんに乗り継ぎ券をくださいという申し出を乗客が行うということでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 現時点では、そのように考えております。

○10番（根岸聡彦君） 路線バスでは、バスの前後は非常に危険であるという啓発を常に行っております。今回市役所を乗り継ぎ地点にすると、結節点にすることによって、市役所庁舎前にバスが複数、2台のバスが停留するという時間帯が出てくることになると思いますが、安全管理につきまして、現在そしてこれから準備していくこと。また、検討していく必要があると認められることは、どのようなものがあるでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 昨日補正予算議決いただきました。その中に、乗換結節点整備等工事費といったものを計上しております。今後歩行者の動線確保、それからバス停への設置を行うことによりまして、バスの利用者、それから市役所への来庁者の安全を確保していきたいと考えております。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 今回の改正によって、利用人数がどのように変化していくのかということ把握することは、非常に大切なポイントになると思います。乗り継ぎを認めるということで、どのような手法で利用人

数を把握していこうとお考えでしょうか。

また、その際利用者のカウントにつきまして、乗り継ぎした人は乗り継ぎも含めて1人とカウントするのか、循環と往復でそれぞれ1人、計2名というカウントにするのか、そのあたりもあわせて教えてください。

○都市計画課長（神山 尚君） 利用人数でございますけれど、現行におきましても運転手がカウンター等で数えております。また、乗り継ぎした人数につきましては、乗り継ぎ券の枚数、こちらのほうで把握が可能であります。乗車人数の数え方なんですけれど、全ての人数、こちらのほうは足し算すれば出てきますので、そちらの内書きとして乗り継ぎの人数を整理するといったようなことを考えております。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 今回の運賃、路線バス価格に合わせて180円ということですが、180円に決まった背景は、どういうところにありますでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 国のガイドラインにもございますが、まずコミュニティバスの運行の形態についてでございますが、自立運営を原則としています路線バスを補完し、これと一体となって地域の交通ネットワークの一部を形成するものという位置づけがございます。

また、国土交通省からは運賃については他の旅客自動車運送事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがないように、地域公共交通会議で協議をし、決定していく必要があるといったようなことも通知されております。そういったようなことを鑑みまして、路線バス利用者との公平性を保つ必要があるといったこと、また収支が大前提ということではございませんけれども、持続可能な公共交通とするためには、一定の収益もないといけないのではないかといったような考えもございます。それと、路線バス、タクシーとともに、市内の公共交通網を形成していくための整合性をとっていくことが必要だろうといったようなことから、このような調整を図ったものでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

他の自治体のコミュニティバスを見ますと、例えば小金井のC o C oバスのように駅ロータリーに乗り入れているにもかかわらず、100円で運行しているものもあります。そういった他市の状況について、情報収集や他市との意見交換というものは行ってきたのでしょうか。もし行ってきたのであれば、どのような話し合い、あるいは情報交換等を行って、この運賃決定において、どのように検討し、その意見を反映、情報を反映させてきたのでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 武蔵野市であったり、小金井市、また国分寺市といったようなところを考えますと、例えばムーバスにつきましては、運行距離が非常に短いところを循環ルートとしております。このようなところは、もともと100円でもある程度採算がとれるといったような距離を走っているというようなことがございます。ただ当市のように10キロを超える、現行のルートでは15キロに及ぶところで100円といったようなことを考えますと、なかなかその距離を100円で運行しているといったことは、非常に経営上成り立たないというようなことがございます。そのほかにも、人口密度が高いところを走っているという点のことから、利用も見込まれるというのが他市の状況でございますが、他市の状況はいろいろとその地形的なこともございますけれども、やはり当市で考えたのは持続できる公共交通といったことを考えまして、東大和市の地域にふさわしいものといったようなことで考えてきたということでございます。特に、他市との情報交換とか、そういったようなことは行ってございません。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

運賃の値上げ、今回100円から180円に値上げをするということですが、運賃の値上げをする検討を行ったときに、どのような点に考慮されましたでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 考慮した点でございますけれど、市内を走る路線バスといったものを考慮いたしまして、大体路線バスの場合、市内の移動ですと初乗り運賃でほぼ大体移動できるということがありまして、そういったことで初乗り運賃ということで決めさせていただいております。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 180円にするということで、市民の方々の反応については、どのように分析をされておりますでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 運賃の改定でございますけれど、値上げはしないしてほしいという意見も一定程度ございましたが、一方で値上げしてでも利便性を上げていただきたいといった御意見もいただいているところであります。今回の運賃改定でありますけれど、路線バスと同様の体系として駅にも乗り入れるなど、利便性の向上を図っている、そういった改定でありますので、今後御理解を求めていきたいと考えております。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 地方公共交通会議の資料の中で、ルート変更案における収支予測というものがあります。その中で、運賃が現行どおり100円の場合には逸走率ゼロ%、150円で15%、180円で20%となっております。先ほど、部長のほうからも御答弁でお客さんが逃げる率20%ということをおっしゃられたと思いますが、この数値、どのような根拠に基づいて算出をしているのでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 逸走率の関係でございますけれど、逸走率、こういうものに当たりますと、近隣の市の状況を参考としております。

まず、小平市でありますけれど、平成19年に100円から150円に変更した際、逸走率、お客様が減る割合が14%ということでありました。それと、あと西東京市でありますけれど、昨年やはり100円から150円に変更ということで、この際の逸走率が15%ということでありました。そういうことを基本としまして、150円で逸走率15%、こちらを前提に、この辺を参考に運賃180円の場合は20%程度かということで見込んでおります。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 収支バランスに関しまして、市の負担額ですが、現行における負担額は幾らでしょうか。また、今回の変更によって市の負担額は、どのようになるというふうに分かっているのでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 現行の関係ですが、概算になりますが運行経費が約5,200万円ぐらいございまして、これに対する運行収入が約1,200万円程度ということで、差し引き約4,000万円程度の今負担をしている状況でございます。見直し後でありますけれど、運行経費が大体7,400万円程度とすると、これに対する運行収入が3,300万円程度ということで、差し引き4,100万円程度の負担になるのではないかと見込んでおります。そうしますと、負担額としましては、大体100万円程度の増かなということで見込んでおります。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 4,000万円から4,100万円ということで、それほど大きくふえてはないという、ふえないのかなというふうには言えると思うんですが、以前に一般質問でちょこバスを取り上げさせていただいた際に、これ以上の負担増は耐えられないといいますが、負担増は好ましくないといった御答弁をいただいたと

記憶しております。今回の試算でも、市の負担額が若干ではありますがふえていると、4,000万円を超過するというようになっておりますが、財政状況との関連性も踏まえて、負担額増に対する市の認識を伺います。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 現行の収支率がほぼ23%程度というところでございます。これが見直しによりまして、利便性が向上し、1時間に1本になるというようなことで利用者もふえるというふうに考えますので、この収支率の見込みが約44%ぐらいになるということで、事業自体の効率性といったものはアップできます。そのようなことを考えまして、若干負担増がございますが、利用者がふえるといったようなことで、このようなものを通じていく必要があるのかなど、この辺の考え方におきましては、これからの社会におきましては、公共交通網といったものは重要な社会基盤であるというふうに考えられると思います。維持管理に、それなりの負担が伴うことといったものは、今後市も織り込んでいかななくてはいけないのかなというふうに考えているところでございます。利便性を増して、利用者がふやせるような運行形態として、市民の皆様と協働で育てていける地域交通としていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 利用者がふえていただくことが一番だと思いますが、これ利用者がふえて収益性が向上していったということであれば、一定の時期を見て運賃の改定をするというような検討をされることはあるのでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 運賃につきましては、地域公共交通会議で協議を調える必要がございます。その会議の中では、路線バスの体系に沿ったものを検討していくようになるのではないかとこのように考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） わかりました。

市の負担を軽減していくためには、やはり利用者が予定よりも大幅にふえるということが一番の特効薬なのかなというふうに思う次第ですが、利用者増につきましては、あくまでも結果の部分であると思います。利用者増に頼らない部分で経費負担を減らす方法としては、例えば広告料を上げるといったようなことが考えられるのですが、市としては、どのように収益をアップさせていこうというお考えをお持ちでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 広告の関係でございますけれど、現在の景気動向を考えますと、広告料の引き上げといったものはなかなか難しい課題ではないかと考えております。広告の増収対策といたしましては、副停留所名を使った取り組みといったものが考えられます。これは、例えばバス停の名称、東大和市役所として括弧書きで例えば商工会館などのように、この括弧の中に広告する店舗名称等を併記する方法でございます。これにつきまして、市内の数店舗、複数の店舗にちょっと打診はしてみましたが、経済情勢を反映してか、なかなか厳しい状況にあるといったところです。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 交通空白地域に対する取り組みですが、今回の見直しを実施した後に、公共交通空白が認められる地域につきましては、その地域の機運の高まりに応じた対応という御答弁がありました。機運の高まりに応じた対応というのは、どのようなことをいうのでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 今回のルート見直しで検討した中に、ルートから外れた地域、また依然として交通空白が生じる地域につきましては、コミュニティタクシー等の乗り合い交通を考えてはどうかといったような提案をさせていただいております。そこでの導入に当たりましては、導入しても利用が少ない、そのまま

運行を維持できないといったようなことでは意味がありません。地域に必要な乗り合い交通といったものを考える際には、地域で皆さんがいろいろと検討し、どのルートがいいのかといったようなこと、一緒に検討していただいて、持続可能なものとしていく必要がございます。そういったことから、地域で本当に必要だといったような意識といったようなものを持っていただく必要があるというふうに考えます。働きかけにつきましては、市のほうから皆さんと一緒に考えましょうといったような働きかけをしてみますが、地域で本当に取り組んでいくというような姿勢等を示していただかないと、なかなか実現できないものというふうに考えているところから、やはり地域での機運が必要ではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

今回の改正後も公共交通空白地域というものが、芋窪地域、それから青梅街道と新青梅街道の間の高木、狭山の地域、それから向原から清原にまたがる地域ということで、3カ所ほど出てしましますが、それらの地域が交通空白となっている、あるいはなくなってしまふ、その要因はどのようなところにあると分析しておりますでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 今回の見直しによりましても、依然として交通空白地域が存在しております。

その要因といたしましては、狭隘道路など道路構造上の要因がまず考えられます。それから、もう一つ路線バスの撤退、そういったことによる採算面の要因があるというふうに考えております。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） ちょこバスの将来像について、環境負荷の少ない都市の構築に寄与させたいと考えている、そういった御答弁をいただきましたが、具体的にどのようなことを言っているのでしょうか。ちょこバスと環境負荷の関係、そしてそれが少ない都市像というものを、あわせて教えてください。

○都市建設部長（内藤峰雄君） ちょこバスを含めました公共交通網が有機的に機能して、利用しやすいということになった場合、現在自家用車を利用されている方から、公共交通へ移っていく方が多くなるのではないかと考えます。そういったようなところから、CO₂の抑制につながっていくというようなことが考えられますし、またバイオマスエネルギーの利用等を研究が進んでいった場合、ちょこバスの燃料にも使えるのではないかと、そんなようなところからも低炭素型の社会の構築に寄与できるのではないかとといったようなことを、夢を描いているといったようなこともございますけれども、考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

今回のルートの改定やタイムテーブルの見直しは、市民の要望・希望を多く取り入れたものとして高く評価をしたいと思えます。運賃につきましても、市民アンケートの中で100円にこだわるという意見はたしか少数ではなかったかなというふうに記憶をしております。180円までなら利用したいというふうに答えた方が多数いらっしゃるというのも承知しておりますので、この値上げも一般の路線バスに合わせるということでやむを得ないものというふうに思えます。ただ、新しい往復ルートの利用者数や市役所での乗り継ぎが市民にとって、どれだけ利便性の向上につながっているのかと、つながるのかというのは、やはり未知数であり、今後しっかりと分析を行い、できれば単年度ごとに、その形をそのまま継続させるのがいいのか、あるいは部分的に改定をしていったほうがいいのか、そういったところをしっかりと御検討いただければと思います。コミュニティバス事業に限らず、どんな事業でも全ての市民に満足してもらうということは不可能です。最大多数の市民ニ

一ズの充足を念頭に置きながら、その上でより収益性を高めていくことができるように事業展開をしていただくと期待して、最初の質問を終わりにいたします。

○議長（尾崎信夫君） ここで午後1時半まで休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後 1時34分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○10番（根岸聡彦君） それでは、2つ目の都市マスタープランについて再質問をさせていただきたいと思っております。

昨年度実施した都市マスタープラン見直しに向けた市民意識調査におきまして、都市マスタープランの認知度が3.3%ということでしたが、都市マスタープランの認知度が低い理由というものを、どのように分析しておりますでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 昨年度アンケートにおきまして、都市マスタープランを知っているという方が非常に少なかったわけですが、都市マスタープランに限らず、都市計画に関する内容につきましては、例えば御自宅を建て替えるだとか、隣で建築が始まったとか、違う用途の建物に建て替えているといったようなときに、その周辺について、その都市計画がどうなっているんだというようなことを興味を持つ方が多いと思われまして。ただ、ふだんから、その用途地域がどうなっているかだとか、高さ制限がどうなっているかだとか、そういったようなことを意識されている方というのは、非常に少ないような状況でございます。そういった中で、都市マスタープランというものは、そういった都市計画の方針になるものだというふうなことで、なかなか日常触れるような内容ではないといったようなことから、市民の関心が薄いのではないかとこのように考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

現行の都市マスタープランの中の都市づくりの理念において、市民と行政が協働で都市づくりを進めますという記載がありますが、3.3%という認知度の中、過去において、どのような協働が図られていたのでしょうか。また、この数値を受けて、今後市民に対して都市マスタープランに関心を持ってもらうために、周知を図っていきたいとの御答弁がありましたが、市民が積極的に都市マスタープランに対して、興味を持ってもらうための具体的な方策として、どのようなことをお考えでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 現行の都市マスタープランの中でも、市民と行政による協働の都市づくりの方針としております。この都市マスタープランができた後、それを実現するための一つといたしまして、まちづくり条例を策定いたしました。このまちづくり条例につきましては、協働のまちづくりを進めるといった観点からは、いろいろの地域で協議会をつくったり、共通する目的についての協議会をつくり、まちづくりの提案ができるといったような仕組みをつくりまして、そういったものをまちづくりの計画として位置づけるための手続について規定しております。そのようなものが機能していけば、市民との協働によるまちづくりといったようなものが実現されていくというふうな考えているところでございますが、現状ではまだそのような取り組みは具体的にはされたものはございません。ただ、こういう仕組みづくり、手続といったものを、きちんと整備してございますので、そういったことのPRに努めて、今後皆さんに使っていただけるようにしていきたい

というふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 都市マスタープランの改定のポイントにつきまして、第二次基本構想及び第四次基本計画と整合を図るという御答弁でした。従来のマスタープランでは、不都合が生じてきたというふうに理解することができるのですが、もしそうであるならば、どういう点に不都合が生じ、どのように改めたものとしようとしているのか、そのあたりを教えてください。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 都市マスタープランが市の上位計画である基本構想等に即するといったことは、基本的な事項でございますので、そういったものの見直しがされた際には、整合をとる必要があるというふうに考えております。

また、平成12年に策定いたしました現在の都市マスタープランから、既に14年が経過しようとしているというふうな時期でございます。その間に東日本大震災の発生による防災意識の高まり、また超高齢社会、人口減少社会、低炭素型の社会の構築の必要性といったようなものが出てきています。また、観光事業への取り組みといったようなことも市では掲げてきておりますので、このような事項を反映させていくことが必要であるというふうに考えているものでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

時代の潮流変化に対する認識についてですが、緑と水への関心や生物多様性保全に対する意識の高まりというのは、どのようなことを言っているのでしょうか。行政が市内のことで認識している具体的な事例があれば教えてください。また、このことを都市マスタープランにどのように反映させていこうとしているのでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 生物多様性とは、地球全体に多様な生物が存在し、これらの生物が他のたくさんの生物とかかわり合いながら生態系を形成しているということでございます。人間活動によってもたらされます汚染、それから開発などの自然破壊、資源の過剰な利用、また地球温暖化などにより生物多様性が脅かされている現状があり、地球規模で保全に対する意識が高まっている状況です。市におきましては、狭山緑地の保全に努めていることが上げられます。また、都市マスタープランでは自然の生態系を維持し、生き物と共生できる環境の保護を方針とすることなどで反映を図っていきたいと考えております。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 会計の概要の中だったと思いますが、住民自治等協働によるまちづくりに対する意識の高まりというふうな記載があったと思います。ただ、現在の自治会加入率はたしか40%を切っているような状況だと思いますが、このあたりの数字というのは、どのように整合させているのでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 時代の潮流といたしましては、市民参加や協働の意識は高まっていると思っております。当市では、まちづくり条例を制定するなど、まちづくりにおいて市民参加を進める制度の整備を行っております。一方、自治会の組織率は高くはない中でまちづくりに主体的に取り組もうとする、そういった動きも一方では見受けられます。今後都市マスタープランの改定を契機としながら、協働の推進についてアピールしていければと考えております。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

将来像につきまして、今回の改定で従来のうるおい、やすらぎ、いきいきに安心が加わりました。その中心に生活文化都市という記載があります。生活文化都市は総合計画にも掲げられている都市像、将来像ではありますが、この生活文化都市の定義とは何でしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 生活文化都市でございますが、当市の特色や目指すべき方向性を長い間培われてきた良好な自然環境を守りながら、身近なまちづくりや農業、工業など、産業の振興を図り、文化、商業、居住等の生活機能の充実した活力あるまちづくりと集約し、これを象徴する都市像として、人と自然が調和した生活文化都市東大和としております。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

今回の改定で加わった安心というのは、安全でやさしい都市ということですが、やさしい都市というのは、どのようなことをいうのでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） やさしいという言葉の意味合いでございますけれども、現行の都市マスタープランにおきましても、全体構想の分野別都市づくり方針の中で、やさしく美しい都市づくりという分野を掲げております。ここでは、福祉の都市づくり、それから景観都市づくり、そして環境共生都市づくりという3つの項目を掲げまして、これらをくくってやさしく美しいと表現しております。やさしさとは、福祉、環境、景観に配慮しながら、まちづくりを進めていくことと考えております。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

概要版の中の交通と都市づくりの部分ですが、市民ニーズにかなった交通インフラの整備を図っていくというふうにされております。市民の交通インフラの整備に対するニーズとして、どのようなところにあると認識しておりますのでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 平成25年8月に行いました都市マスタープラン見直しに向けた市民意識調査の結果でございますけれども、鉄道やバスなどの交通機関の利用のしやすさにつきまして、満足、またはやや満足が49.9%、それから不満、またはやや不満が44.5%と、ほぼ拮抗している状況です。一方、駅周辺の駐輪場や駐車場の確保につきましては、満足、またはやや満足が37.1%、不満、またはやや不満が58.0%と、不満が大きく上回っている状況がございます。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 都市マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針として、市の都市づくりの将来像を描いたものという御答弁があったと思います。道路の整備に関して、都市計画道路は東大和市単独ではなし得ない事業であると考えますが、この都市計画道路、他市との連携をどのように進めているのでしょうか。また、数十年にわたって計画が進んでいないものもあるというふうに伺っております。社会情勢の変化やまちとしての成熟度というものを考えたときに、この先将来この都市計画道路、何がなんでも計画どおりに実行していかなければならないというふうに考えているのでしょうか。そういった点について、他市の状況がどうなのか、また他市との意見交換等があるのかも、あわせて教えてください。

○都市計画課長（神山 尚君） 都市計画道路につきましては、都市計画道路の整備方針におきまして、おおむね10年間で優先的に整備する路線を定めた第三次事業化計画を策定しております。この第三次事業化計画は、

平成27年度をもって計画期間が満了するため、現在東京都と28市町が共同で第四次の事業化計画の策定を進めているところでございます。都市計画道路につきましては、都市と都市を結ぶ広域的なネットワークでございまして、また防災上の役割も担っておりますことから、その見直しにつきましては、慎重な検討が必要であると、このように考えております。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 緑と水の都市づくりに関して、公園緑地の体系的な配置とありますが、体系的というのは、どのようなことを言っているのでしょうか。また、緑地をどのように配置しようとしているのか教えてください。

○都市計画課長（神山 尚君） 公園につきましては、都市公園法の考え方といたしまして、街区公園や近隣公園など、公園の種別によって標準的な誘致距離が定められております。例えば近隣公園でありましたら、500メートル以内に配置することを標準とするものであります。また、緑地につきましては、緑の保全されている丘陵地や野火止用水、また水道緑地など緑道として位置づけております。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 市民ニーズに合った公園づくりという記載が概要にありますが、公園に対する市民のニーズは、どのようなものがあり、どのように対応していこうとしているのでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 都市マスタープラン見直しに向けました市民意識調査の結果でございますけれども、公園、それから広場の整備、利用しやすさ、こちらを重要、またはやや重要とした割合が74.8%ございました。また、重要でない、または余り重要でないと回答した割合が16.3%ありまして、こちらに比べると極めて高い状況になっております。このようなことから、公園の適切な整備、それから管理が求められており、また重要であると思っております。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 住宅と都市づくりに関して、成熟社会にふさわしい社会的資産の運用、継承を図るとありますが、まず成熟社会というものを、どのように認識しているのでしょうか。そして、成熟社会にふさわしい社会的資産の活用、継承とは、どのようなことを意味しているのでしょうか。また、成熟社会が目指すべき方向性について、具体的なものがあれば教えていただきたいと思っております。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 成熟社会とは、経済や社会制度が発展し、物やサービスが満たされ、自由で便利な生活ができていますけれども、成長がピークに達し、少子高齢化に伴う人口減少や社会の希薄化など、さまざまな状況を呈している社会であると言えると思っております。このような成熟社会における住宅政策は、既存の住宅ストックの活用が必要となってきます。今後の方向性としましては、これらのストックを活用しながら、環境負荷の低減や地域とのつながりを大切にした居住環境の整備などを目指すことが大切というふうに考えてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

やさしく美しい都市づくりに関しまして、低炭素型都市づくりとありますが、低炭素型都市づくりに関しては、どのようなことをやっけていこうと、あるいは計画しようとしているのでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） この低炭素型都市づくりにつきましては、先ほども公共交通のところでも触れさせていただきましたけれども、公共交通の利便性を充実させることにつきまして、上げることによりまして、

自動車利用から公共交通利用への転換が図られるというふうに考えております。また、自転車の利用が安全にできるといったような環境を整えることなどによりまして、CO₂の排出量が少ない都市構造の構築を図っていただければというふうなことで考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

集約型都市構造の実現とありますが、まず集約型都市構造の定義とは何でしょうか。

次に、東大和市の状況に合致した集約型都市構造というのは、どのようなものをいうのでしょうか。そして、具体的にそれをどのように実現していこうとしているのか教えてください。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 集約型都市構造と申しますのは、商業業務、公共施設などの都市機能がコンパクトにまとまった都市の構造のことを指します。その実現には、都市マスタープランで定める成果指針の活用を進めることによりまして、都市機能が外延的に拡大することを防止していきたいというふうなことを考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 安全で安心な都市づくりに関しまして、防災性の向上で事前復興へ向けた取り組みとありますが、この事前復興というのは、どのようなことをいうのでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 大震災等の大きな災害があった際、市には復旧作業や避難所運営などの多くの業務が集中いたします。このような状況下において、市街地の復興を円滑に進めるためには、地域住民と市が復興まちづくりのあり方を事前に共有していく必要があるというふうに考えております。そこで、それぞれの地域の特性を踏まえた復興まちづくり方針を検討しておき、復興へのスムーズな取り組みを日常的に市民と共有できるようにしておく必要があるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 震災対策といいますが、やはり防災や減災に目を向けがちなのですが、安全で安心な都市づくりを目指すのであれば、例えば東日本大震災クラスの地震が起こったとしても、停電しないまち、上下水道がふだんどおりに使えらるまち、1時間に120ミリのゲリラ豪雨が来たとしても、全ての道路は冠水しないまち、そういった姿を目指すことが安全で安心なまちづくりではないかというふうに考えるのですが、市としてはいかがお考えでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） ただいま1時間に120ミリのゲリラ豪雨にも対応できるという都市づくりも必要ではないかということもございました。最近今までに経験したことがないような雨が降ったりとか、そのようなこともございますけれども、ハード面でそこまでのものを備えていくといったようなことは、長い年月もかかりますし、相当の予算も必要とするということもございます。そういったようなことは、減災的な考え方や、またある程度避難を想定するといったようなことをしていかなければいけないというふうに考えておりますので、そのような整備を進める一方で、防災教育や事前復興などのソフト面の取り組みも必要と考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

都市マスタープランといいますが、やはり将来の東大和市という都市像を夢のある形で描いていただく必要もあるのかなというふうに思います。確かに、予算的なもの、そういったお金がかかる事業ですので、現実だ

けを見ると、とてもじゃないけども、実現できないというようなものもたくさんあると思いますが、極端なことを言うと、例えば主要な都市計画道路は全てを地中を通して、地上の道路は生活空間と密着したものにすとか、文化都市としての景観を考慮して電柱をなくして電線は全て地下に引き込むとか、まちづくりというものをX軸とY軸といった平面図から、Z軸を活用するといったような発想を取り入れることも必要ではないのかなと考えております。

今回の都市マスタープランの改定に際しましては、都市の構造を大きく変える要因はないということですが、部分的であっても、やはり市民に大きな夢を与える、大きな希望を与える、そういった大胆な都市づくり構想というものを取り入れていただくことができたならということを期待して、2つ目の質問を終わりにいたします。

続いて、東大和市次世代育成支援計画についてであります。

この質問については、平成25年第1回定例会でも質問させていただいております。今回は、今年度が計画後期の最終年度ということで、再度確認の意味も込めて再質問をさせていただきたいと思っております。

先ほどの御答弁にもありました目標の設定基準、全ての子育て家庭が安心して子育てできるまち、仕事も家庭も大切にできる子育てしやすいまち、子供たちが伸び伸び育つまち、地域ぐるみで子育てする安全なまちの中の地域ぐるみで子育てする安全なまちに関して、家庭や地域の教育力の向上として、親に対して子供に対するしつけや生活習慣の見直しを含め、家庭における子育ての重要性を再認識させるとともに、子供の成長に応じて子育てに関する知識や技術を得る機会を提供するなど、家庭の教育力を充実させていくことが必要であるとされておりますが、このことは親の子育てのための教育機会の充実と受け取れるのですが、こういった事業は、この実施状況報告書の中のこういった事業に合致しているものなのでしょうか。

○子育て支援課長（高橋宏之君） 親の子育てのための教育機会の充実についてであります。支援計画の4の1となりますが、家庭や地域の教育力の向上で取り上げております11の事業、全てが合致するものと考えております。子育ての不安や悩みをお持ちの方に、専門的な知識や情報、技術の提供や地域の方々との交流を通して、地域ぐるみで親の子育て意識、教育力の向上を図ることが必要であると考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

重点事業となっております養育支援訪問事業の実施状況について、内容は要支援児童に対する支援の状況を把握しながら、必要時専門的相談者や育児支援ヘルパーを派遣するとなっております。乳幼児家庭全戸訪問事業により支援の必要性を把握した情報を健康課との定例会で共有し、適切な対応ができたため達成という評価になっております。さらっと聞いていただけでは、なるほどと思ってしまうかもしれないんですが、まず支援児童の定義というものは何でしょうか。そして、乳幼児家庭全戸訪問事業の目的は何でしょうか。事業の評価というのは、全戸訪問したことでなされるのではなく、訪問した先に存在する問題点というものを発見し、解決につなげることが、その事業の本来の姿であり、その結果が評価されるべきものだというふうに理解しているのですが、市としてはいかがお考えでしょうか。

○子育て支援課長（高橋宏之君） まず、要支援児童の定義でございますが、児童福祉法では養育支援訪問事業において、要保護児童とは乳児、家庭全戸訪問事業の実施、その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、もしくは保護者に監護されることが不相当であると認められる児童と定められております。

次に、養育支援訪問事業の目的でございますが、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言、そのほか必要な支援を行うものであります。そのために、市では議員がおっしゃるとおり、全戸訪問が目的ではなく、訪問先で問題を発見し、解決につながるということが重要であると考えております。このため、平成26年度達成目標を対象家庭の把握と事業の実施の充実といたしまして、健康課と情報を共有いたしまして、適切な対応に努めているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

家庭福祉員事業に関してですが、平成26年度達成目標として家庭福祉員3名の登録とあります。市として認識している家庭福祉員の必要数が3名であるということなののでしょうか。また、広報の方法や事業内容を再検討するというふうにあります。家庭福祉員を拡充させるために、市が積極的に行っていることはなんのでしょうか。また、事業内容の再検討というのは、何を意味しているのでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 家庭福祉員の関係でございます。

平成22年3月現在こちらの計画を立てたときに、家庭福祉員発足当初ということですので、3名が必要であろうということで考えました。目標として3名を設定したものでございます。

それから、家庭福祉員を拡充するために市が積極的に行っていることでございますが、市報、ホームページ、コミュニティビジョン、こちらを利用して募集を今行っているところでございます。

それから、事業内容の再検討とは何をどのようにしようとしているのかということなんですが、保育の質の向上及び家庭福祉員の負担軽減、こちらを図るために新制度への移行の要件ともなっております保育所との連携、連携保育所ですね、こちらを保育所との連携をして、家庭福祉員等の保育等の支援、これを行うことをただいま検討しているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

平成24年度実施状況報告書の中で評価ゼロで、実施施設の事業が3つあります。そのうち空き店舗等を活用した託児所等の場の整備という事業につきましては、平成22年度に一部着手されたものの、その後2年間は未実施の評価となっております。これは、どういう状況になっているのかを教えてください。市民のニーズがどのくらいあるのか、また今年度最終年度において、何らかの進捗を見込んでいるのか、またさらに次世代育成支援計画が終了した後の子ども・子育て支援制度の中の事業として存続させる計画があるのか等、今後の展望についても市のお考えをお聞かせください。

○市民部長（関田守男君） 私のほうからは、前段の部分をお答えしたいと思います。

空き店舗等活用いたしました育児施設等の場の整備ということでございますが、これにつきましては、次世代を担う子供、そして子育てをする家庭を地域全体で支援するというような視点から、関係団体と行政が連携し取り組む事業の環境整備の一つの事業であるというふうに認識してございます。そうした中におきまして、平成22年度、今御指摘のありましたように、一部着手ということでございますが、23年度以降、実施がされていないという状況でございます。これにつきましては、さまざまな要因があると思われましても、一つはやはりこの託児施設というのを活用ということになりますと、スペースの問題がございまして、また、施設基準といったような問題もございまして、さらには、現在の保育施設等の利用状況を見ますと、認可保育園でありますとか、幼稚園という活用が圧倒的であるという状況がございまして、こうしたことから、なかなか進捗して

いないという状況でございます。しかしながら、本年度最後の計画年度となつてございますので、商工会等とさらなる連携を図って、対応に努めていきたいというように考えてございます。

以上でございます。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 後段の部分でございますけれども、市民のニーズについてでございますが、保育の充実という点では、市民ニーズは高いものと認識しておるところでございます。本年度、次世代育成支援計画が終了した後、子ども・子育て支援新制度によります支援事業計画を策定するわけでございますけれども、現在の次世代育成支援計画に盛り込んでおりました保育サービスや子育て支援などの定量的な整備目標の大部分が、そちらの新たな計画のほうに盛り込むということでございますので、保育の量的な確保なども、そちらのほうで行っていく予定でございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

道路、公園、公共交通機関、公的建築物のバリアフリー化に関しまして、東京都の補助制度を活用し、順次整備を行っているという記載がありますが、福祉推進課の目標はバリアフリー化の推進ではなくて、補助金の取りまとめであるようなふうを受け取れるんですが、そのあたりいかがなんでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 道路や公的な建築物のバリアフリー化の整備に当たりましては、東京都の地域福祉推進区市町村包括補助事業補助金というものを活用しているところでございます。事業の実施に当たりましては、この補助金に基づきまして、財源の確保を行うとともに、実際に事業を行う事業課や関係課との連携、協力を図りながら、福祉部といたしましては、バリアフリー化の推進に努めているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

同じく、建築課が担当の部分については、平成23年度、24年度ともにバリアフリー化を伴う施設改修の依頼がなかったために未実施という評価になっております。現時点で公的建築物のバリアフリー化というのは、どの程度進んでいるんでしょうか。また、実施していないので評価がゼロというのは、それはそれで間違いないのですが、実施に結びつけるために、どのようなことをしてきたのかが見えていないのですが、そのあたりはいかがなんでしょうか。

○建築課長（中橋 健君） 建築課が施設管理者からの依頼に基づき、施設の修繕や工事を実施しております。修繕や工事の実施計画は各施設の管理部署において行っておりますことから、バリアフリー化につきましても、各管理部署で計画しており、全体の状況は把握しておりません。実施の有無については、建築課で把握できますので、次世代育成支援計画においては、建築課でその結果を示すことになっております。

なお、バリアフリー化の実施については、管理部署の意向もあることから、維持、管理計画等に基づく相談や依頼があった際には、適切な工事内容となるよう検討やアドバイスをまいります。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

土木課担当の歩道段差改良工事につきましては、毎年計画的に実施しているため、達成できているという評価になっておりますが、さきに取り上げさせていただきました都市マスタープラン改定の概要版には、問題点として歩行者や自転車に対する対応のおくれで、バリアフリー化も含めて十分に対応できていないという記載があります。このことと実施状況の評価との関連性は、どのようになっていますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 平成24年度の実施状況では、市道第7号線中央通りの歩道段差改良工事を実施し、東京都福祉のまちづくり条例に基づく構造に改良したということになっておりますが、当該年度において東京都の補助金制度を活用して、バリアフリー化の整備を実施できたということで達成としております。また、都市マスタープラン改定の概要版につきましては、市内全体を見た中ではバリアフリー化も含め、歩行者や自転車走行空間等の整備に問題があることを指摘したものであります。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） また、子育て環境の整備の部分で幅の広い歩道の整備につきましては、平成22年度の評価は3の達成となっておりますが、その後2年続けて1の一部着手というふうになっております。この理由は、どんなところにあるのか教えてください。また、この変化というのは、目標の設定が変わったのではないかと、いうふうな推測ができるのですが、もしそうであるならば何がどのように変わったのか、そしてこの最終年度に向けて、どのようなことをやっていこうとしているのか、それもあわせて教えてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） 歩行者等の安全確保としまして、東京都福祉のまちづくり条例に基づき、幅員2.0メートル以上の幅の広い歩道の整備を推進しているところでございますが、歩道の新設や拡幅は用地確保が難しいこともありまして、市の事業だけではなく、都営団地の建て替え事業や開発事業においても、2.0メートル以上の歩道が確保できるよう努めているところでございます。そのような中で、平成22年度につきましては、歩道幅員が2.0メートル以上の歩道が新設できたということで達成としておりますが、平成23年度、24年度につきましては、歩道新設、もしくは拡幅等の調整は行っておりましたが、整備まで至らなかったため一部着手したものでございます。歩道の整備につきましては、平成25年度、26年度で第三小学校前の市道第1号線、また平成26年度で市道第6号線富士見通りの歩道整備を進めているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

以前に一般質問で取り上げさせていただいたときに、次世代育成支援計画について、これらの事業に関連して、親が親らしくあるための支援として、現在取り組んでいることが何かという質問をさせていただきました。その際に、親から子供へ引き継ぐもの、大切にすべきものなど、知識の伝達が乏しくなっているようなことも聞いており、育児中の親に対して応えられるものがあるか、また家庭の教育力の充実をしていくために、さらなる検討をしてみたいという御答弁をいただいております。このことは、次世代育成支援計画の中で一定の検討を始めようとしているのでしょうか。それとも、東大和市子ども・子育て支援会議の中で検討し、平成27年度からスタートする子ども・子育て支援制度の中に盛り込んでいこうとしているのでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 議員のおっしゃるとおり、新たな子ども・子育て支援事業計画に引き継いでまいりたいと考えております。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） いろいろとありがとうございました。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

これで、私の一般質問を終了いたします。

○議長（尾崎信夫君） 以上で、根岸聡彦議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 中野志乃夫君

○議長（尾崎信夫君） 次に、22番、中野志乃夫議員を指名いたします。

[2 2 番 中野志乃夫君 登壇]

○ 2 2 番 (中野志乃夫君) やまとみどりの中野志乃夫です。通告に従いまして、今定例会の一般質問をさせていただきます。

まず、介護保険及び障害者総合支援法における通院介助について、制度説明の徹底と改善をとということでお聞きいたします。

具体的には、①介護保険における通院介助において、病院内介助は全く給付対象にならないのかということであります。

2点目としては、障害者総合支援法における通院介助において、病院内介助はやはり給付対象として認められないのか。

③として、両制度において本来病院内介助も給付対象となる事例があるのに、市側の説明から使える制度を利用者が断念してしまうケースはないのかということについて伺います。

2点目については、障害者移送サービスについてであります。

車椅子をそのまま乗せることができる移送サービスの普及検討をすることはできないのかということについてが2点目です。

3点目に関して、貧困家庭の学習問題として、貧困の連鎖を防ぐための対策が必要と考えるけども、その点はどう考えるか、その点についてお聞きします。

最後に4番目として、家庭ごみ有料化に伴う問題について。

1として、不燃ごみの回収日や毎月第○曜日と確定できないのかと。これは、今までも地区によって第2水曜日、第2木曜日とか、そういった表現で指定をしていたのが、今回の有料化に伴う改定で、そういう形じゃないことが一応指導され始めており、そのことについて大変混乱をしている、前の制度のままでいいんじゃないかという声が多々聞かれております。その点についての検討は、どうしてこういうふうになったのか、お聞きしたいと思います。

②として、プラごみ及びペットボトルに対する現状把握と、市民への十分な説明が必要と考えるが、この点についてであります。

現状についても、プラスチックごみに関しての扱いについては、大変市民の皆さんも困惑している、汚れたものは燃えるごみでオーケーとなっているんですけども、別々にプラごみの日を専門に設けて回収するという点に関して、それも大変かさばる云々ということもありまして、どこまでが燃えるごみとしていいのか等、いろいろな疑問、さまざまな苦情が私のところにも来ております。当然ペットボトル、そのものであればわかりやすいんですけども、このプラごみに関しては、シュケンを戻せば容り法そのものが、ちょっとどう考えてもおかしな制度に変更してしまっている状況の中で、どこまで分別させようとしているのか、本当に効果があるのか、これは各種資料を見ても、せっかく集めたものが最終的には燃やされているに過ぎない。その無駄な段階を経ずして、最初から燃やしたほうがいいんじゃないかと、これは3市共同のごみ問題にもかかわりますけども、そういった問題もあるので、この点はやはり大変わかりやすく記載をお願いしたいし、この辺の混乱を避ける努力をしていただきたいと思いますけども、その点について、お聞きします。

壇上では以上の内容で再質問については自席からさせていただきます。

[2 2 番 中野志乃夫君 降壇]

[市 長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、介護保険における病院内介助についてであります。病院内介助につきましては、院内のスタッフにより対応されるべきものとして、原則して介護保険の対象外となります。

なお、利用者の身体状況や病院の対応状況により介護保険の対象となる場合がありますので、市に相談していただくよう、介護サービス事業者等には周知を図っております。

次に、障害者総合支援法における病院内介助についてであります。介護保険における病院内介助と同様に、院内のスタッフにより対応されるべきものとして、原則として障害福祉サービスの対象外となります。

なお、利用者の身体状況や病院の対応状況により障害福祉サービスの対象となる場合がある点も介護保険と同様であり、市に相談していただくよう、障害福祉サービス事業者等には周知を図っております。

次に、病院内介助について、利用者が制度利用を断念してしまうケースについてであります。介護保険制度においては、病院内介助が給付対象となるかにつきましては、担当のケアマネジャーが市へ相談することとなっております。当該事業者との情報交換会でも制度説明等を行い、相談事例もあることから、適切に対応できていると考えております。障害福祉サービスにおいては、対象者に担当ケースワーカーが適切に説明を行っており、また平成24年度から順次サービス等利用計画の作成を導入していることから、計画相談支援事業所に対して、情報提供に努めており、適切に対応できているものと考えております。

次に、障害者移送サービスについてであります。車椅子をそのまま乗せることができる移送サービスとしては、市内の3カ所の事業所が福祉有償運送の移送サービスを提供しております。また、近年車椅子のまま乗車できる車両を備えた介護タクシー事業所がふえております。

なお、福祉有償運送、介護タクシーともに障害者を対象とした福祉タクシー券の利用が可能であり、市では今後も円滑な利用に向けた情報提供に努めてまいります。

次に、貧困の連鎖を防ぐための対策の必要性についてであります。平成21年度の文部科学白書では、全国学力・学習状況調査の正答率と家庭の世帯年収との関係についての調査結果を公表しております。その中で、世帯年収が高いほど正答率が高い傾向が見受けられることや、家庭の経済状況が子供たちの進学に影響がある可能性を指摘しております。学校教育において、確かな学力を全ての子供たちに身につけさせることは、本市の重要な教育課題であります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、家庭廃棄物の収集体制の変更に伴う不燃ごみの収集日についてであります。8月1日から開始した戸別収集に伴い、容器包装プラスチックを毎週1回の収集としたことに伴い、不燃ごみの収集日を第3週に変更し、月1回の収集といたしました。

なお、家庭廃棄物の収集日につきましては、市内全戸にごみ排出カレンダーを配布しておりますことから、このカレンダーで確認し、排出していただきたいと考えております。

次に、容器包装プラスチック及びペットボトルに対する処理の現状と市民への説明についてであります。現在容器包装プラスチック及びペットボトルにつきましては、収集後民間委託等により選別、圧縮の中間処理を行い、再商品化事業者へ引き渡しを行っており、それらにかかる経費の増大が課題となっております。このようなことから、行政回収以外の民間回収ルートへの拡充を初め、市民の皆様にはごみの分別や排出についても、より一層の御理解、御協力をいただけるよう、今後も啓発活動に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○教育長（真如昌美君） 貧困家庭の連鎖を防ぐための対策の必要性についてであります。この問題を教育の

面から捉えますと、学校教育において、どの子供にも基礎的・基本的な学習の内容を確実に身につけさせることが重要であると考えます。そのためには、学校はまずもってわかる授業を行うとともに、一人一人の学習意欲を引き出していくことが求められるため、各学校は日々授業改善に努めているところでございます。一方教育委員会も、この課題に対応するべく、平成25年11月に家庭学習を支援する目的で東大和家庭学習の手引きを作成し、保護者に配布をいたしました。また、平成25年度より中学校1年生を対象とした、いわゆる補習教室、やまとっくん とっくん塾を開設し、学校外の学習機会を提供する中でわかる楽しさや学ぶ楽しさを実感できる場の設定を行いました。このような取り組みは、保護者、地域等の協力により、小中一貫グループの中でも行われる様子が見られるようになってきましたことから、今後も児童・生徒の学ぶ機会の拡大、充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（尾崎信夫君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時30分 休憩

午後 2時40分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○2番（中野志乃夫君） それでは、最初の質問から再質問させていただきます。

まず、介護保険における通院介助において、病院内介助は全く給付対象にならないのかと申しますと、介護保険に関してまず伺いますけれども、お答えでは確かに原則対象外であると、給付対象、院内介助はでありますけれども、ただしこれはあくまでも原則の話であって、実際は厚労省自身が基本的に院内介助が全く認められているのではないという通達まで出して、いろいろの事例まで出しています。つまり、最初にこれは介護保険ですとケアマネジャーが利用者さんとの対応になりますけど、この辺の説明がうまく言わないと、ほとんどの方が介護保険において通院介助をお願いしたときに、病院内の介助ができないと勘違いしてしまうと思うんですね。そういったことで、今回そういうことに関連でいろいろトラブルがうちの市内でもあるので、今回質問させていただきました。ですので、まず介護保険において、この問題で苦情等、今問題になっているケースはあるのか、ないのか、その点をまずお答え願いたいと思います。

○福祉部参事（広沢光政君） 実際に私どものほうにケアマネジャー、もしくは利用者の方から院内介助についてのクレーム等というものは聞いてございません。先ほど、御質問者のほうからもお話ありましたとおり、基本的に介護保険の場合にはケアプランを作成するに当たりまして、最初にアセスメントシート等を作成することになってございます。この段階で利用者の生活状況ですとか、そういったことの聞き取りをすることになっておりますので、それを受けて利用者の希望も漏れることはないと認識しておりますし、またケアマネジャーさんのほうにも、ケアマネジャーさんのほうの実施グループ、連絡会、こういったもので制度の御説明を差し上げておりますので、ケアマネジャーさんのほうにも、この制度の関係については十分説明されているというふうに認識してございます。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） 介護保険の担当のほうでは、そういう苦情が上がってないという話ですが、ちょっと私のほうで伺っている話では、視覚障害者の方で介護保険対象者の方です。その方が院内介助、病院内介助のほうを求めているけども、それが認められないということで、この次は障害のほうのことで相談をされてい

るという話を聞いていますけども、そういった事実は特に高齢介護課では把握してないということでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） 先ほども申し上げましたとおり、その関係については私どものほうでは把握はしてございません。恐らく利用者の方、もしくは介護事業者で行われますとさっきお話ししましたサービス担当者会議等にはかかっているんだと思います。その段階でヘルパーの必要がないという判断がされたケースなのかなと思いますが、どちらにしましても、その御相談があった方の状況というのが、今この場ではちょっとはっきりわかりませんので、この段階でそれがどうなのかということは、ちょっとお答えはできないんですけども、そういった状況でございます。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） わかりました。

そうすると、今のお答えですと少なくとも当然介護保険対象者の方が相談をされて、当然直接市ではなくてケアマネジャーとのやりとりの中での話の中で、そういう話が給付対象にならないからどうしようと、障害のほうと相談しようということになったのかなと推測しますけども、ただその場合、情報のやりとりがないのかなと、ちょっと不思議に思うんですけども、そうすると障害のほうの担当に聞くしかないんですけども、障害のほうでも通院介助に関して、病院内介助に関しては一応適切に対処ができていると考えているというお答えですけども、今言った視覚障害者の方、複数名ですけども、そういったことで今どう扱うかという問題になっているケースについては、確認をされているんですよね。ちょっと、その確認をお答え願いたいと思います。

○障害福祉課長（小川則之君） ただいまの視覚障害者の件についてですけれども、最近介護保険のほうで通院介助のサービスを利用されているという方からで視覚障害者の方から、その院内での介助が介護保険のほうでは出ないけれども、そこを障害福祉サービスのほうで出せないかというような御相談がありました。ただ、それに対しては、今のところ障害のほうで出せるというわけではないというお答えを差し上げております。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） 今の課長のお答えですと、最近そういう事例があったということで、ちょっとそもそも介護保険対象者の方が通院内介助できないからということで、障害のほうのほかの制度で何とかならないかという相談のはずなんですね——だったと思うんですね。ただ、一方で私のほうとすれば、いろいろ介護保険関係の厚労省の通達等、事例等を見ても、もしかしたらその事例というのは介護保険のほうでも対応できるんじゃないかという、ちょっと疑問を持っているんですね。ですから、その場合のことで、ですからちょっともう1点、介護保険担当のほうに聞きますけども、通達のとおり的事例で見た場合、厚労省のこの見解によると、視覚障害者なんかも対象となり得るんじゃないかと思うんですけども、その辺の見解はどうですか。具体的に、例えば各ケアマネジャーのケアマネットさんとか、そういった事業者に対して、こういう事例がどうなんだとか、そういう説明したことがあるのか、この通達に関してね。それに対して、またそういうやりとりが過去あったのかどうか、その辺はどうでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） まず最初に、国の通知、厚労省の平成22年の発出の通知の関係でございますが、こちらにつきましては、先ほど申し上げましたケアマネットの説明会等におきまして、説明もしておりますし、またその通知自体が一般の方々もホームページ等でごらんいただける介護保険最新情報というところにもアップされておきまして、事業者さんのほうも、それは熟知してございます。実際問題、先ほどもお話ししましたとおり、市のほうに個別に、要するにケアマネジャーさんの段階で疑義があるもの、こういったものについて

対象になるのかどうかという問い合わせは実際ございます。今お話があった視覚障害のある方についても、例えば認知症の診断を受けているとか、そういう方であったりとか、いろいろなケースございますけれども、個別に対応し、市としては柔軟な対応をしている、給付対象になっているというところもございます。現状としては、そういう話でございます。

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) 今の話ですと、個別の事案としては、そういう相談も受けているということで、給付対象になっている例もあるんですね。ちょっと、細かくじゃなくてもいいんですけど、どういうケースの場合、給付対象としたのか、ちょっと上げていただけますか。

○福祉部参事(広沢光政君) 先ほど1点お話ししました視覚障害があつて認知症の診断を受けている方ですとか、あとは徘徊があつたり、大きな声を出して、そういったおそれがあるという方、あと本人の精神状態から主治医に対しまして、自分のふだんの生活等を伝えることができないというような方、あと服薬の指示、お薬の指示など、医師からの指示があつた場合に、それを御自身では理解が困難だというようなさまざまなケース、そういったケースがございます。

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) わかりました。

そうすると、ちょっと最初の答弁とはニュアンスが大分違ってくるんですけども、つまり私のほうが最初に聞いたのは、やはりそういった病院内介助を受けている、そういった事例があるのか、ないのかということで、基本的には適切に対処して、特に問題となっている事例がないというから、てっきり一切認めてないというふうに、ちょっと私のほうは受け取ってしまうんですけども、今の話ですといろいろな事例によって、やはり介護保険での状態の中でも、病院内介助を認めているケースが幾つもあるということですよ。そうすると、ちょっと再度その点聞きますけど、そうすると今視覚障害者の先ほどの答弁のとおりなのか、話題に上がっている視覚障害者の方、私が聞いているのは2名の方ですけども、介護保険対象者であつて、しかしそっちが認められないからということで、障害のほうに話が行っているケースというのは、介護保険担当のほうは全くそれは把握してない、全然聞いてない話なんですか。ちょっと、そこだけ再度お聞きします。

○福祉部参事(広沢光政君) 先ほど来申し上げましたとおり、私どものほうには、いわゆるケアマネジャーさんのほうがケース会議等を開いた中で、必要性があるかないか、疑義がある段階で初めてケアマネさんのほうから相談が来ますので、そういった意味では、今の御質問の内容に出てきている関係では、ちょっと市のほうにはいらしてないということでございます。

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) わかりました。今回のケースは介護保険のほうには、たまたまちょっと事例の相談が上がってなかったということで理解いたします。

そうすると、障害のほうなんですけども、今課長の答弁では、ちょっとなかなか対応が難しいというのは、これは具体的になぜなのかということです。つまり、視覚障害者であれば同行援護の制度で利用できるんじゃないかと。同行援護自体も通院介助を認めていますから、そしてあと加えて言えば、視覚障害者の日本盲人会連合など、そういった資料を見ると基本的に通院介助はもちろん、病院内介助も基本的に認めているはずだという形で厚労省との折衝の上で、そういう見解も出しています。ですから、本来ならいわゆるうちの障害の制度の中の居宅の通院等介助、うちの市は基本的に進めておりますけども、そうじゃない形で同行援護の制度を

使えば、視覚障害者の方は通院内介助を当然受けられるというのが私は妥当な判断ではないかと思うんですけども、その辺がどうして今対処できてないのか、ちょっとその見解を教えてください。

○障害福祉課長（小川則之君） 障害者の制度における病院内の介助についてでございますが、視覚障害者の方の外出の支援を行う同行援護につきましては、平成23年10月に創設をされました。それ以前から、通院等介助についてはありましたが、この23年10月に創設されたときに、同行援護においても通院介助を行うことができるというふうな形にされております。ただ、その後のQアンドAで同行援護で通院介助を行う場合においても、院内についての取り扱いは通院介助と同様に、病院内のスタッフ等が原則的には対応すべきものであるというふうなことがQアンドAで示されておまして、それに基づいて判断をするというふうな扱いになっております。日本盲人会の見解が出た後も、東京都のほうへ照会をかけた中では、そういう解釈であるというふうな回答でございました。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） 具体的な形で、ちょっと教えてほしいんですけども、それは確かに原則病院がスタッフで対応できますと言っている病院に関しては、確かにそういった特例に当たらないという見解は出ていますけども、たまたまこの事例のお二方は、そういった病院に通院しようとしていて対応できないという話なんでしょうか。つまり、はなから当然もともと厚労省の介護保険でもそうで、障害のほうの担当のほうの通達でも病院内のスタッフのケアができない場合は、原則認めているということは出ていますから、あくまでも病院内での対応ができないケースに限っては、病院内のその病院がここできると、スタッフで対応できますと言っている場合は、ちょっとまた違うというのは書いてありますけども、2例もそういった病院に通うことなので対応できないと言っているのかどうか、その確認です。

○障害福祉課長（小川則之君） 介護保険のほうで院内介助が出ていないという、その辺の細かい部分までの確認をしたかどうかは、ちょっとわからない部分はありますけれども、介護保険における院内介助の考え方と障害福祉サービスにおける院内介助の考え方というのは、基本的には最初申し上げましたとおり、病院内のスタッフにより対応されるべきものであるというふうな考え方において同一ということですので、そういう意味では介護保険のほうで適用にならないというものについて、障害のほうで適用できるというふうなつくりでもないというふうに認識しております。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） ちょっと今言っている内容が違うと思うんですけども、この間私自身もいろんな関係で、そういう方を面倒見ているいろいろやっていますけれども、介護保険のほうで対応できないけれども、障害者の場合、障害のほうの制度で救われるケースというのは多々ありまして、介護保険でこっちできないけど、障害の制度を使えば、こっちのほうはできるんだということでもいろいろ対応できているし、私はその意味では当市の障害のほうの対応はよくやっているなと思っております。いろいろ検討していただいて、頑張っていると思うんですけども、いろいろ私が言っているケースの場合は介護保険担当者のほうも具体的な事例として上げられてないから、なぜ介護給付で院内介助を認められないのか、まだはっきりしてない、わからない事例だと思いませんか。つまり、そういったことで恐らくケアマネジャーさんが直接この方は介護保険のほうの院内介助は無理だからと思って、障害のほうに振ってきて、それからそういう話になったんじゃないかと、ちょっと推測するんですけども、つまり具体的に同行援護、視覚障害者ですから同行援護も受けている、制度を使える人が、なぜその対象に、まず院内介助の対象にならないのかといろいろ考えてみて、ならない場合

のケースは、そういう病院内の云々というところぐらいしか該当がないと思うんですけども、つまりそこです。介護保険の云々がだめだからというんじゃなくて、たとえ介護保険がだめであっても同行援護の制度、視覚障害者の同行援護の制度を使えば、基本的には通院介助ができるわけですから、その原則からして今回の事例というのは、どうしてかなということなんです。それが認められない、院内介助が、ちょっと再度その辺お伺いします。

○障害福祉課長（小川則之君） 障害福祉サービス全般において、基本的には介護保険と同等のサービスがある場合には、介護保険のサービスを優先して利用をしていただくというふうな原則がございます。そういう趣旨で同行援護においても、通院介助ができるということですが、院内の介助の扱いについては、同行援護であっても、通院介助であっても同様であるというふうな認識に立ちますと、介護保険のほうに上乘せをする形で支給をするというふうなことが、今の東大和市において支給決定基準というものを設けております。そちらのほうで、さまざまな月の上限の利用時間ですとか、サービスの適用のルール等を定めておりますけれども、そちらのほうでは介護保険の通院介助に上乘せして、障害福祉サービスを支給するというところまでは、現在のところ定めておりません。

以上です。

○2番（中野志乃夫君） ちょっと今の課長の答弁だと、そもそも介護保険の給付に上乘せするみたいな形の答弁になっちゃっていますけども、先ほど言ったとおり、高齢介護課でもちょっと把握してない、なぜそれがそうなったかという例ですし、少なくとも私が見る限り厚労省自身も一定認めている、つまり院内介助のケースを認めている場合で、なぜだめなのかというのは、ちょっとどうしても解せないというか、納得できないんですけども、そもそも同行援護の介助の内容が制度変更によって、今までの移動支援とか、ガイドヘルプの扱いと大分違ってきているのは御存じですよ。つまり、単なる介護給付の対象の援助制度じゃないと。また別の意味合いを持った制度ということで同行援護が確立、その制度ができておりますから、その観点から制度として院内介助も使えるということ、この視覚障害者の皆さん、団体の方も言っております。たまたま、このQアンドAの中で同行援護でもクエスチョンとして、「同行援護で通院する場合、院内は付き添えないのでしょうか」という質問があります。この同行援護の視覚障害者の関係で。それで答えとしては、「院内も付き添えます。視覚障害者には病院内であっても情報提供が必要ですし、医療機関のスタッフがあちこち付き添ってくださるのも難しいことです。このことから、情報提供を主たる目的とする同行援護は院内でも可能とされています」という見解なんですよ。ですから、それを東京都とのやりとりでだめというのが、ちょっと私は解せないんですよ。

厚労省とのやりとりの中で、いわゆる盲人の協会の方たちが、こういうQアンドAをつくって配布してやっている中で、東京都がそこで、いや、それは認められないというのが、具体的な事例として、こういう場合はどうなのかという話をした上での判断なのか、一般的な話として、そうなっているのか、まずはその点はどうですか。今回の視覚障害者の方2人、実際視覚障害者の会のひとみの会の皆さんたちも、それを認めてほしいと訴えていますけども、この事例に関して、東京都と相談した上で判断できないというか、対応できないということなんでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 今回の事例について、個別で東京都に問い合わせをしているということではございません。一般的な事項として、平成23年10月に創設されたときの東京都への確認というようなことでございます。

以上です。

○22番(中野志乃夫君) 関連してもう1点伺いますけれども、一応当市では、東大和市では障害者の通院介助に関しては、障害者総合支援法に基づく中の居宅の中の通院等介助を基本的に、そういう形でお願いしている、その制度を使ってくださいという形で一貫していますけれども、これは今院内介助を抜かしてでも同行援護、あと重度訪問、行動援護などの制度でも、通院介助は認めている中で、あえて居宅の中の通院等介助しか認めないというのは、これは特別な理由があるのでしょうか。

○障害福祉課長(小川則之君) 同行援護と通院介助の関係でございますが、同行援護につきましては、国の居宅介護への国庫負担基準、市が支出した給付費の額に対して、国がどれだけ負担をするかという額の基準がございまして、それに基づいて先ほどの市の支給決定基準を定めております。それによりますと、同行援護については月に60時間を上限の目安として定めております。この中に通院等介助を含めると、お一人お一人通院の時間とかが、例えば遠くへ行かれる方なんかは、非常に長い時間使ってしまうので、その通院介助が多いと同行援護の社会参加をするような時間が減ってしまうというような配慮をしまして、東大和市においては同行援護と通院介助を別に定めて、通院介助のほうについては、個々の事情がありますので、特に月の時間の制限はしないというふうな基準をつくっております。

以上です。

○22番(中野志乃夫君) 今の説明で、より詳しくわかるんですけども、国の基準で今支給決定基準が月60時間という話で、これは1人ですよ、1人月60時間まで認めるということでもあります。けれども、うちの市で月60時間使う人はいないと思いますよ。過去の事例でも、最高でも50時間を上回っている人、私は聞いていませんけれども、つまり実際問題、そこまで使う人は同行援護で使う人は実際市内でもいないと思います。ですから、その視覚障害の方がもし必要なのに使えないと、実際に院内介助が必要なのに使えないとなると、結局はどうしているかという、その院内介助分だけ、また自費でヘルパーを雇わなくちゃいけないと、またそういうことをしてくれる事業者も大変少なくて今困っている現状ですから、皆さん大変困っているんです。そのことから考えれば、障害福祉課のほうは善意でなるべく同行援護がいろんな自由に使える制度です、皆さん使いたがっているから、どうぞということわかるんですけども、ことこのケースに関しては、そこまで配慮する必要はないんじゃないか。逆に言うと、やはりもっと柔軟に、あくまでも困っている障害者の人なり、また利用者の方が何とかできるように援助するのが本来福祉の担当の責任だと思うので、この点は見直せる内容じゃないかと思うんですけども、どうでしょうか。

○福祉部長(吉沢寿子君) 同行援護を通院のときに使うかというところでございますけれども、先ほど来障害福祉課長のほうが御説明させていただいておりますけれども、当市におきましては、同行援護につきましては、視覚障害の方の社会参加を主に、そちらのほうで使っていただくということで区別をして通院等介助について、そちらのほうを御利用いただくということで行っていたものでございます。同行援護につきましては、もし通院のほうに使うというふうになった場合には、その通院のときに情報の保障、視覚的情報の支援の必要があるというようなことで、同行援護を通院のときにも支給で可能というようなことが考えられるかなというふうには思っておりますが、そういったところで先ほどの時間数の問題とか、それからあと東京都のほうにも、その辺は少し確認はしたいというふうに考えておりますけれども、そういった状況等も確認しながら、今後同行援護を通院のほうに使えるかどうかということを含めまして、市のほうで検討してまいりたいというふうには考えております。

以上です。

○22番(中野志乃夫君) わかりました。今部長がおっしゃったように、ちょっと東京都、あとできれば国とも本当に直接相談してもらってもいいと思うんですね。つまり、同行援護に関しても、これたまたま今視覚障害者の同行援護のことで事例で相談を受けましたから質問していますが、重度訪問とか、行動援護等でも同様のケースが出てくる可能性もありますし、つまり本来その制度の中で、障害者の制度の中で通院介助も認めているにもかかわらず、そっちのほうの制度は使わせてくれないと。こっちの制度で、それを認めないからだめというケースは、やはり大変使える制度をまさに市の判断で使わせなくして、それで当事者は困っているということになってしまいかねないんですね。今いろいろな言い方もあるから、ちょっと言い方としては、あくまでもこうですとは断定しませんが、ただやはり先ほども言いましたとおり、私とすれば実際に東大和市の高齢介護課も障害のほうも、よくやっていただいて、いろいろなケースで微妙なケースでも、やはり本人のために、これはこういう制度を使いましょうと、これだったら大丈夫ですと、いろいろやってきてくれた経過があるので、ちょっと今回のケースは私からすると、ちょっと今までの姿勢と異なるんじゃないかというか、変なところでしゃくし定規になっていて、本当に使える制度を使わせないというような誤解を与えるような事例になってしまっているような気がします。

そもそも私が今回この一般質問をしようと思ったのは、別のケースの事例からです。今の視覚障害者の方の2人のひとみの会の方のほうで要望を出しているケースとは違うケースで、やはり私のほうが直接受けた話として、その方もたまたま視覚障害ですけども、ある病院に通院しなくちゃいけないんだけど、その病院のほうではスタッフが対応できるから院内介助は認めません。ところが、本人もちょっと生活保護を受けているような大変な立場なので、有料の制度とか、院内介助で有料でやってくれるところもありますけども、それはちょっととてもできないと、厳しい、つまり病院に行かなくちゃいけないけど行けないケースがあったので、その対応について相談をして話を聞いたところ、視覚障害者の同行援護を使えるのに使えないということが、私としてはそういう事例があるんだと初めて知ったので、それから質問させていただきました。つまり、今最初に述べたような事例以外にも、ちょっとそういった困ったケースがあるわけです。やはり私としては、この通院等、あと院内介助、とりわけ視覚障害者のこういったケースに関しては、あくまでもその人が困っているんだから、何とか制度をいろいろ駆使してやれる範囲の努力を精いっぱいやった上で対処していただきたいと。はなから、もうできません、それは対応していません、うちの市ではそれを認めていません、それではやはり障害者の人たちの反発を受けてしまうし、そうならないように、ぜひ配慮し、努力していただきたいと思います。ちょっと、この件だけだとあれなので、いずれにしても今部長さんが、もう少しいろいろ検討してみるということなので、その言葉を期待して、ぜひ今回のケースがちゃんと院内介助ができるよう、東京都プラスして、それでもだめなら国とも協議して相談していただきたいと要望いたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

同じく障害者の移送サービスに関してです。これも、ちょっと障害者の方から検討していただきたいということで相談を受けて質問するものですが、車椅子をそのままできる移送サービスの普及、今大分昔と違って車椅子ごと乗せるリフト付きのタクシーなりふえてきているんですけど、まだまだ障害者の方から言わせると、東大和市内なかなかそういう車を見つけるのが大変で、なかなか時間に合わなくて使えないとかいうことの苦情です。そういう相談がありましたので質問させていただきました。この件に関しては、タクシー券を交付して多くの事業所が活用できるようにしているということでもありますけども、一応これは各事業所、実際

東大和市は市内以外でも市外の事業者でもタクシー券が使えるように配慮されているのは、よくわかっています。よく努力されていると思うんですけども、実際に例えばこういうリフト付きのタクシーがあるとか、こういう事業者があるというのは、宣伝周知というのは、より細かくしたほうがいいと思うんですけども、その辺はどうなのでしょう。一応各事業者一覧載せるだけで対応できるというか、もう少しいろいろこの事業者だったら、こういうタクシー持っているとか、こういうものもあるとか加えてもいいような気がするんですけども、そういった点って検討というのは、どうでしょうか、されたことがあるでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 福祉タクシー券の制度における車椅子がそのまま乗ることのできる車両についての御案内というところですけども、現在40社登録がございます。そのうち介護タクシーの事業所が16社ございまして、そちらのほうは基本的には車椅子に対応できる車両で運行しているということでございます。それから、福祉有料運送が2事業所ございます。そちらについても、車椅子のまま対応できるということです。それから、一般タクシーの事業所が22社ございますが、その中でどれだけ車椅子のまま乗れる車両があるのかというのは、ちょっとはつきりとは把握してないところですけども、利用者の皆さんにお配りしておりますタクシー事業の御案内の一覧表に業者がなっているんですけども、その備考欄のところに車椅子のまま乗車ができたり、ストレッチャーへの対応ができたりと、そういうような特記事項の欄を設けて、なるべくそこにそういう情報を載せていただくようにということで、事業所のほうにはお願いしております。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） わかりました。ぜひ、その辺のきめ細やかないろいろ記載等をお願いして、ぜひともそういったことで利用者さんも、ここだったらこれ使えとわかるようにしていただきたいと思います。これは、直接担当課に言ってもと言ったら怒られちゃいますけども、利用者の人からすればタクシー券等利用する人は、やはり他市並みにというか、東大和市としても十分出しているとは思うんですけども、やはり周辺の市でタクシー券をもっと利用できる市もあるものですから、その比較されて東大和市はもっとタクシー券出していいんじゃないかという声もあります。これは、またちょっとおいおいまた改めて伺うことになると思いますけども、いずれにしてもそういった利用者も多くふえていますし、いろいろ対処の仕方を検討していただきたいと思います。この点については以上です。

次に、貧困家庭の学習問題ということであります。

先ほど、教育委員会のほうから具体的な取り組みもされているということでありました。この件についても、たまたまやはり市民の方から、そういった相談といたしますか、そういった提案がありまして、ぜひともそういう本当に学習塾やりたくても、お金がなくて対応できないような家庭がふえているし、そのためにはいろいろボランティアを活用して、ぜひそういう場を設けてほしいと。投書してくださった方は、恐らく推測ですけども元教員なのかなと思いますけども、いわゆる教員のOBですね、そういった人たちをボランティアとして活用して生かしたらどうかという提言でもありましたので、具体的には今お話をやまとつくんなども、本来はそういう趣旨で始めていて動いていると認識してよろしいのでしょうか。

○学校教育部参事（石井卓之君） やまとつくん とつくん塾ですが、やはり学習意欲がなくて、なかなか学びにつけない。それから、学校の勉強の中に非常に小学校の定着が思わしくなく、中学校のときの勉強についていけないことがありますので、やはり学びの基礎をしっかりと身につけて、わかる授業ができるようにということで始めたところでございます。

○22番（中野志乃夫君） そういうことで、具体的にやり方としては、今どこでどういうふうで開催している

のか。また、さらにそれをふやしていく可能性はあるのか、ちょっとその点はどうでしょうか。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** 今現在は毎週水曜日、実は今ここへ来る前にも、ちょうど指導員の方が集まって打ち合わせをしていたんですが、退職された管理職の指導者、それから大学生というチームで今現在は会議棟の会議室を使って指導をしているところでございます。

以上でございます。

○**22番（中野志乃夫君）** わかりました。とりあえず、本年度から始めたばかりのようですし、ぜひそれが順調に発展していくよう努力していただきたいし、そのことでなかなか塾に行けないような子が、そこで学習の場を設けて、ちゃんといろいろな教育的な配慮ができるようお願いしたいと思います。これは、ぜひそうしていただきたいということで、この質問は以上で終わります。

最後に、家庭ごみ有料化に伴う問題に関してであります。

まず、これに関しても一番の不燃ごみの回収日、毎月第何曜日、確定できないのかということに関して、これも全く偶然なんですけど、実はやっぱり視覚障害の方から大変お怒りの電話がありまして、今まで不燃ごみに関しては、毎月その地区で第2とか、第3何曜日の回収になっていたのが、今回の家庭ごみの有料化の変更に伴って、そういう記載じゃなくなったと。月の何段目の何ということになって、全くわからないと。まして、当然視覚障害の方ですから、またその方は全盲です。全く見えない方ですから、どう判断したらいいのか。第何曜日というんだったら頭に入ってわかるし、それが何でその不燃ごみだけ、そういうふうに変更したのかと、そのことで議会は何をやっているんだと、大変私も怒られましたけども、私もちょっとつかつかにも不燃ごみだけ、そういった変更したのがちょっと気がつきませんでした。理由としては、なぜこういうふうにしたんでしょうか。

○**環境部長（田口茂夫君）** 先ほど、市長のほうからも御答弁をさせていただきましたように、従前不燃ごみにつきましては、容器包装プラスチックの中に曜日に入っていた状況でございます。以前から、この点につきましては、市民の皆様から容器包装プラスチックを毎週の回収にしてほしいという御要望等もいただいておりますことから、容器包装プラスチックを週1回収とするような形にさせていただきました。そのことから、不燃ごみにつきましては、基本的には月1回という回数を定めているところは変更せずに、この月1回をどこに持っていくかということの中で考えたところでございます。しかしながら、カレンダーの見方というのが市民の皆様いろいろな複数の御意見等がございます、なかなか統一することが難しいということで、基本的には原則今回から各御家庭に御配布をさせていただきましたごみ排出カレンダー、こちらのほうを配布させていただいておりますので、こちらのほうをごらんいただきながら確認をしていただきたいという形で考えて、こちらのほうで設定をさせていただいたという経緯でございます。

以上です。

○**22番（中野志乃夫君）** カレンダーで見てほしいというのは、確かにそういう基本的にはやっぱりそこで健常者の発想というかな、なっちゃうんですね。視覚障害で全く見えない方は、そういう頭の中で第何曜日と常に覚えて、つまり月の第1、第2ぐらいは当然わかりますから、それに対応している。やはり、その辺が配慮に欠けているんじゃないかということと、私は大変疑問に思ったのは、それ以上に疑問に思っているのは、苦情があつて、第何段目に変えたと言うけれども、これ私もほかの市もそうなのかなと思って、いろいろ調べてみたんですけど、見当たらないんですよ、そうやっている自治体が。どこか事例があるんでしょうか。

○**ごみ対策課長（松本幹男君）** 不燃ごみが現在月1回となっております、不燃ごみの収集、月1回の収集を

行う自治体が、ここでだんだんふえてきておりまして、一番近くで言いますと隣の武蔵村山市、武蔵村山市の場合は聞いたところによりますと、4週で1回の不燃ごみ収集ということになっております。したがって、武蔵村山市の場合はカレンダーを作成して、カレンダーを見ていただいた中で、その日の排出をという形で周知しているというふうに聞いております。

以上です。

○22番(中野志乃夫君) 確かに武蔵村山市だけが、そのようなちょっとわからない記載をしているのは事実です。ただ、それ以外周辺を見ても、どこも大体月の第何曜日という記載になっています。つまり、それがやっぱり一番わかりやすいからじゃないでしょうか。カレンダーつくっちゃったから、今さらちょっと変えることできないという、事前の話ではそう伺っていますけども、ただ原則そうはいつでも、まして家庭ごみで個々で回収するわけですから、ちょっとそういう視覚障害者の人とか、そういった本当に困っている人の場合は、定期的に基本は第3何曜日という基本はそうらしいから、基本的にそれで回収するなり、ちょっと配慮していただけないものなのかどうか、その点はどうか。

○環境部長(田口茂夫君) 個別な対応というのが、収集事業者におきましても、それぞれの排出のルート等のいろんな問題もございますので、現段階で何軒か何とも申し上げられませんが、そういったところで別な日に不燃ごみの収集日を対応してほしいということに関しては、今の現段階では大変難しいというふうに考えております。

以上です。

○22番(中野志乃夫君) 私が今言っているのは、個々の人に全部合わせて、そうしろと言っているわけじゃないですよ。不燃ごみは、大体基本は第3何曜日と大体地区ごとになっているわけですね。ただ、年末年始のときに少し変わるときがあるということですから、これできる話じゃないかと。まして、戸別収集にしたというのは、そういったときにも個別に本当に困っている人がいた場合には配慮できるようにしたのかなと私は勝手に思っていましたけど、そうじゃないということですよ、今の発言ですと、そんな配慮しないよと。そういうふうに受けとめられますけども、そもそもが先ほど言ったとおり、大多数の人がわかりやすい方式を勝手に担当者の判断で変えてしまったとしか言いようがないんですけど、私から言わせれば。それなのに、それは認められないと。まして、今試行段階ですよ、正式には10月からといって、いろんなこと、この関係でやってふぐあいが生じたら検討しようという話を最初私は聞いていたつもりだったんですけど、もう最初からこれでやると、一切変更は認めないという姿勢なんですか。

○環境部長(田口茂夫君) 私どもといたしましても、視覚障害者の市内の団体とも、このカレンダー等につきましても、お話をさせていただいた経緯がございます。ただ現状、先ほど議員のほうからもお話がございましたとおり、もう既に各市民のほうにカレンダーのほうが配布されておりますので、これをこの来月の10月から変更するということになりますと、大変な混乱になるということもありますことから、今後全く変更しないということではなく、いろんな問題点がある中で将来的には、どこかの段階で直すところは直していく必要があるだろうというふうなところは認識しております。そのようなことから、先ほど少し答弁はさせていただきましたけども、過去に容器包装プラスチックにつきましても、週1回でないところにつきましても、御意見などいただいておりますことから、今回改正に合わせて、そちらのほうも見直しなどをしておりますので、今後につきましても、そういった機会を捉えて変更できる点は変更していく必要があるというふうには考えております。

以上です。

○市長（尾崎保夫君） いろいろとお話を聞かせていただきましたけど、私どものほうはカレンダーを見てくれるということですけど、障害、要するに目の不自由な方だけの世帯にカレンダーを見るというのは無理があるかなというふうに思っています。そういう世帯があるということであれば、やはりそれなりの点字のカレンダーとか、何らかの対応は必要だろうというふうに思っていますので、目の不自由な方だけしかいないような世帯というのは、どれだけあるかというのは、これから調べて、それなりの対応はしていくという形にしたいと思います。

○2番（中野志乃夫君） ありがとうございます。確かに市長がおっしゃるとおり、実際そんな世帯は多くないし、加えて言えば点字に関しても、これも難しいところで、点字というのが本当に元来生まれつきの視覚障害者の方というのは、もう小さいときから点字の練習して使えますけども、私がヘルパーで入っているお宅は、大半は中途障害の方は点字が大変難しく、ほとんどの方は点字ができません。読む、打つ、書くのも大変なのが現状です。ですから、別に点字云々じゃなくて、その世帯で本当に困っている方に関しては、具体的にこの方ですよと私は言うことはできますから、その方に関しては、ちょっとこの辺は配慮してほしいというのを言いますから、ぜひその点でちょっとそのお宅に行って検討していただきたいと、本人が納得する形で検討していただきたいと思うんですね。

ちなみに、その方はもう市のほうに何度も電話して、苦情を言っているんですけども、がちが明かないので私のほうにちょっと猛烈な抗議されましたけども、そういった方なので、直接市の担当者ともう一度話し合っていたきたいと思います。

あわせて、そういった細かい点で今この段階で何とかしてほしいという話が、ほかにもいっぱいあります。例えば今ごみ袋は1回について1世帯2袋までしか出せないという形になってるんですね。私もちょっとよく読んでなかったんで、そこまで気づきませんでしたけども、1回に出せる量が2袋までだということなんですけども、これもどうなんですか、家庭によっては1世帯といっても、子供が大変多くて何人もいて、ごみがいっぱい出る家庭もあれば、あともう高齢者で二人暮らしだったら本当に少なくて済むと、結構まちまちだと思うんですよ。そこを、あえてそこまで規制するのは、どうなのかと思うんですけども、柔軟に対応してもいいと思うんですけども、その点はどうでしょう。

○環境部副参事（中野哲也君） 排出に当たっての指定収集袋2袋までというお話の件でございますが、今有料化が始まる前の中でも、この指定収集袋2袋ということで市民の皆様に排出の御協力をお願いしているところでございます。今回その戸別収集に当たりまして、このようなアナウンスもまた再度させていただいているという現状がございます。今回有料化導入した目的としては、ごみ減量といったところで経済的インセンティブを活用しながら、ごみを減らしていくということで考えておりますので、引き続きこの部分につきましても、市民の皆様に排出の御協力をお願いできればというふうに考えているところでございます。

○環境部長（田口茂夫君） 原則的なお話は今副参事のほうからお話をさせていただいたとおりでございます。しかしながら、年末年始の大掃除ですとか、そういった状況もございます。その2袋が仮に3袋になったからといって、それが絶対だめだということは、私どもも説明会等ではお話をさせていただいておりますので、そこら辺はただこれがやはり今回の制度につきましては、減量が大きな目的でございますので、限りなくこれが5袋、6袋という話になりますと、やはり我々としても収集場の問題もありますので、そこはなかなか難しいというふうには考えておりますが、先ほどお話をさせていただきましたとおり、2袋が3袋というふうな状況

になったとしても、これは基本的には我々としても収集が可能であろうというふうには考えているところでございます。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） ありがとうございます。

今の部長さんのおっしゃるように、ちょっと柔軟に対応していただきたい、そもそも問題だと思うんです、この家庭ごみの有料化に関しては。当然そのお宅は必ずいっぱい出すということじゃなくて、やはりどうしてもかさばる、とりわけその方は具体的に書いていて、容器包装関係、汚れた物を今まで熱心に洗って一生懸命干してきれいにして出していたけど、やはりそこまでする必要はないと、本来は最終的には私から言わせれば燃やしちゃっていますから、そこまで無駄な努力をしなくても燃えるごみで出せるのなら、そっちに出したいと。ただ、もともとかさばるものだから、なかなか袋がすぐいっぱいになっちゃうという苦情が出されてしまったので、あわせて例えば可燃ごみでビデオテープなんか出すときには別の袋にしてくださいと書いてあるんですね。これも、だからその方に言わせるとビデオテープとか、そういうテープ類、確かに絡まっていつも問題になるのわかりますから、別の形にしてわかる形で出してくださいってわかるけど、それも1袋とカウントするのとかか言われて、どうすればいいんだということの苦情でしたので、今言われたように、具体的な対応、適宜状況で判断して妥当と思えるものは、そういった対処していただきたいと思います。

あわせて加えて言いますと、やっぱりプラごみとペットボトルの関係で言うと、ペットボトルが結局今まではこういう箱に入れて出す形が、結局はビニール袋に入れて出すと、これはどう考えたって無駄なことをさせているわけですよ。どう考えたって、かごに入れて出したほうが無駄なごみを出さなくて済むのを、あえてそうしているわけですね。これは、やっぱり3市共同の関係で、そうせざるを得ないということなんですか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 今議員のほうからお話がありましたように、3市共同資源化事業の中のソフト面で資源化基準の統一がございまして。そちらの資源化基準の統一が後々控えているというのがございまして。ただ東大和市は、ここで有料化ということで一部排出方法を変更しているという点もございまして、余りごみの排出につきまして、何度も変更というのは市民に混乱に来すというところがございまして、そういった点も鑑みまして、今回袋によるペットボトルの排出というふうに行っているところでございまして。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） 基本的には、もう当然3市の共同というのが前提の上での話になっているから、そういう発想になっていると思うんですけど、正式に言えば、まだ正式決定にはなっていない話でもあります。つまり、市民からすれば、どう考えたってこっちのほうがいい、言ったら今出しているところは容器がなくなっただけで、もうビニールに入れて出すって、これでも戸惑いの声は結構聞かれます。何のために、こんな無駄なことをしなくちゃいけないのという、ただその前提として市としても、これ市長さんも言っていますけども、基本は各ストアに、そういったところに持って行って、買ったところに持って行って処分してほしいということが原則でありますから、なるべくそれをPRする意味で、もうどうしてもほかにも持っていくものはないものを出してくださいぐらいの私は書き方を、つまりそういう広報の仕方もあると思うんです。やはり、先ほどもいろいろごみの排出日のことを見るんで、ちょっと各区とか、いろんな市のごみのそういった案内を見てまいりましたけども、やはり親切なところはどここのスーパーでは、こういうものを回収していますと、具体的にこういう容器も置いてありますと、一覧表を出して具体的なスーパー名まで書いて出しています。やはり、それはうちもまねしていいんじゃないですか。できれば具体的に、ここのお店では、それも最新情報を常に入れ

てあげて持っていけばペットボトル回収してくれますと、容り法に基づくトレーなんかもそこで回収していますということをやっ、なるべく少なくとも家庭ごみ、そこに出さないようにしてもらおうということが必要ではないかと思ひます。

それに関連して、もう1点だけお聞きしたいのは、紙のごみの場合、基本的に紙ごみですから紙の容器というか、紙の袋で出してくださいとなっていますけども、やはり逆に紙の場合、時々私も見かけますけど雨にぬれちゃってとか、そういった場合、結構ぐしゃぐしゃになっちゃっている場合もあるんで、逆にそういうときにはビニール袋のほうがいいじゃないかという提言もあるんですけど、この辺はどうでしょうか。ちょっと、やるとどうかあれですけど、そういう検討はしたことがあるかどうかだけお聞きします。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 紙ごみの関係の排出でございますが、基本的には紙を回収した後は紙としての再活用しておりますので、異物は防ぎたいというところがございます。ですから、雨の日には翌週の排出をお願いしてきておりますし、現在もお願いしているところでございます。今御質問の中にございました紙の中でも新聞や雑誌等は、そのまま縛っていただければと思うんですが、雑紙と言われている名刺大以上の大きさの紙になるわけですが、こちらにつきましては、一定の紙製の手提げ袋等を使っただけならばと思ひているんですが、今回説明会をやった中でも、やはり紙の袋がなかなか手に入らない、家になんというようなところでの御質問もいただいております。その場合の代替案というところでは、私ども仕事しててそうなんですが、封筒を用いて、その中に名刺大以上の雑紙を入れて出す、そういったことを現実しております。したがって、封筒を用いるとか、もしくは新聞の広告を1枚使っただけで出していただいても、雑紙は回収しますという形で対応しているところでございます。

以上です。

○2番（中野志乃夫君） わかりました。

る申しましたけど、いずれにしても家庭ごみ、具体的な形で今動き始めていますし、市民からすれば素朴な疑問として、いろいろ出てくるわけです。当然いろんな経過がわかっれば、すぐ答えられますけども、市民の視点から見ても、これはおかしいというのは確かに私もそれはそうだなと思ひ点が多くありますので、それらの声を単なる決めたから、もうこれでできちゃったからと無視するんじゃなくて、きちっと受けとめて、それを生かすような形で対処してほしいと思ひます。

最後加えてもう一つ言えば、やはりプラごみとペットボトルに関して、しつこいようですけど、やはり今当市で大問題になっていることも、ここに原因がありますので、なるべくぜひこれはこのスーパーでこういう回収場所があります、ここに持って行ってください、そういったことを大きく表示して宣伝していただきたい、そういうふうにやっていただきたいことを申し述べて、私の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございます。

○議長（尾崎信夫君） 以上で、中野志乃夫君議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時44分 休憩

午後 3時55分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 押本 修君

○議長（尾崎信夫君） 次に、11番、押本 修議員を指名いたします。

〔11番 押本 修君 登壇〕

○11番（押本 修君） 11番、押本 修です。一般質問いたします。

まず1番目です。国有地について伺いたいと思います。

①桜が丘3丁目の国有地について。

ア、現在の状況について伺いたいと思います。

イ、今後についての市の考えについて伺いたいと思います。

2番目です。学校教育について伺います。

①市内小中学校における入学式での呼名について。

呼名というのは、先生が生徒、子供たちを呼んで起立をさせるという、この行為のこととして今回呼名という事で、お聞きしたいと思います。

ア、現在はどうか対応されているのか。

イ、その必要性について教育委員会はどうお考えになっているのか、伺いたいと思います。

3番目、交番についてです。

東大和市駅前には交番の存在が必要と考えます。

そこで、ア、市としての今の考えは。

イ、これまでの東京都や警察に対しての交渉と今後についてのお考えについて伺いたいと思います。

ここでの質問は以上です。あとは自席にて質問させていただきます。

〔11番 押本 修君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、桜が丘3丁目の国有地の現在の状況についてであります。この国有地につきましては、現在警視庁が供用訓練施設計画地として管理しているところであります。

次に、今後についての市の考え方についてであります。桜が丘3丁目の国有地は有効活用が可能な大規模な土地であると認識しているところであります。市としましては、国との連携を密にするとともに、その利活用につきましては、公共施設全般の配置状況や取得に要する費用の市財政に与える影響等を十分考慮しまして、検討していくことが重要であると考えております。国有地の利活用の可能性につきましては、庁内の市有地等利活用検討委員会で検討してまいります。

次に、市内小中学校の入学式における呼名についてであります。入学式や卒業式などの儀式的行事は学校生活に有意義な変化や折り目をつけ、厳粛で清新な気分を味わい新しい生活の発展への動機づけとなるようにすることが重要であります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、東大和市駅前への交番設置についてであります。東大和市駅前は交通の要所であることや防犯等の観点から、交番設置の必要性については十分認識しております。交番設置につきましては、以前から機会あるごとに要請しているところであります。今後とも引き続き粘り強く要請してまいりたいと考えております。

次に、これまでの交渉と今後についてであります。経過につきましては、平成5年に東大和警察署、警視庁本部、西武鉄道、市の4者による話し合いが持たれ、平成10年に東大和市行政コーナー・警察官立寄所が開設されました。この間、駅前に交番設置を要望してまいりましたが、警視庁本部でも南街交番と接近している

ことから、難しいとの見解でありました。その後、平成15年に市長に対して市民から駅前交番の設置要望書が提出され、これを受けて東大和警察署に交番設置の文書要請を行っております。また、平成18年には市議会に交番設置を求める陳情が提出され、第3回定例会で陳情が採択されました。これを受けて、東大和警察署に文書要請を行い、現在でも毎年文書要請を行っているところであります。今後も引き続き粘り強く要請してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 初めに、市内小中学校の入学式における呼名についての現在の対応についてであります。教育委員会では、これまでも入学式、卒業式等が適正に実施されるように、各学校に対して通知及び実施指針を示してまいりました。その中で、入学式の次第や実施形態などにつきましては、各学校の校長が儀式的行事の狙いや市の通知等に基づきまして決定してきております。市内小学校、中学校の入学式における1年生の呼名につきましては、中学校では実施しておりますけれども、小学校では実施しておりません。

次に、呼名の必要性に関する教育委員会の考え方についてであります。入学式などの儀式的行事は学校への所属感を深めるとともに、厳粛かつ清新な気分を味わう中で集団の場における規律、気品ある態度を育て、公共の精神を養う狙いがあります。各中学校では、担任が生徒一人一人を呼名し、生徒が凛として返事をする事で、進学という節目を実感し、学校への所属感を高めております。小学校の1年生に対する呼名につきましては、式の時間が長くなることで集中力が途切れ、厳かな儀式的の雰囲気が保てなくなることや、児童の発達段階を考慮する中で入学式での呼名は実施されておりません。教育委員会といたしましては、学校の入学式等が儀式的行事の狙いのもと、児童・生徒が充実感を味わえるものとなるように、引き続き努めてまいります。

以上でございます。

○11番（押本 修君） ありがとうございます。

お願いがあります。私の3番目の一般質問、通告した3番目の一般質問なんですけれども、この交番についてにかかります資料を御配付したいと思うんですが、許可いただけますよう、お願いいたします。

○議長（尾崎信夫君） ただいま押本議員より申し出がありました資料の配付について、これを許可いたします。資料配付のため暫時休憩いたします。

午後 4時 3分 休憩

午後 4時 4分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○11番（押本 修君） それでは、再質問に入らせていただきます。

今配付させていただきました資料は、東大和市駅前を示したものです。済みません、ちょっと私が手づくりっぽくつくったもので申しわけありません。3番目の質問の資料ということなんです。ちょっととりあえず資料について簡単に説明させていただきます。

東大和市駅前ロータリー、この部分の東大和市が管理している東大和市が所有している部分をあらわしています。この手づくり感満タンに手で薄く塗ってあるところが、市が管理している市の所有の土地ということです。また、3番目の質問のときに、これはごらんになっていただきたいと思います。

それでは、まず国有地についての再質問に入らせていただきます。

桜が丘3丁目の国有地ということなのですが、以前ですね、今ああいう形に整備というのかな、形になってもう長いんですけども、私が小学生のころは、あそこは大和基地グラウンドとあって、市民が自由に貸し出されて、市民が使っていたという覚えがあります。私も土曜日とか、遊びに行った覚えがとてもありますし、小学校4年生のときだったと思うんですけど、私が市内の第二小学校を卒業しているんですけども、当時二小には体育館がありませんでした。体育館を使わなきゃいけない行事のときは、いつもお隣の二中の体育館を使ったという覚えがあるんですが、それが小学校たしか4年ときに二小に体育館をつくる工事が始まりまして、その関係でグラウンドが使えない状況がありました。そのときに、たしか小学校4年ときの運動会は大和基地グラウンドをお借りして二小の運動会をやった覚えがあります。とにかく身近にあった場所ですので、私子供ながらにあそこは市の場所だとずっと思っていました。そのぐらい、恐らく市民もそういう感覚であそこは使われていたという覚えがあります。今は、ああいう形で当然国有地ですので、今の形のような整備がされて、今があるわけですけども、そこで質問させていただきます。

この国有地、桜が丘3丁目の国有地なんですけども、現在警視庁の供用訓練施設計画ということで、話が進んであるんですが、過去に国家公務員宿舎の建設の予定ということも耳にしております。今後警視庁が国有地を使わない判断をしているのではないかなというふうに思うところであるんですが、でも現在はそのまま未利用という形で現在あります。この状況の中で、市のほうに警視庁のほうですね、警視庁が使わないということで国にあの場所を返還するのではないかと、こんなような情報というのは、実際市のほうへは現在入っているのでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 桜が丘3丁目の国有地の関係でございますけれども、もし警視庁が利用しない場合には、財務省のほうに引き継がれるという話までは聞いているところでございますけれども、正式にいつ返還されるかということまでは、現在は聞いていないような状況でございます。ただ、市としましては、仮に警視庁が国有地を利用しないということで、財務省に引き継がれる可能性もあるのではないかとということで、そういうことも含めまして、現在国有地の利活用につきましては、庁内で検討しているというような状況でございます。

以上でございます。

○11番（押本 修君） 現在は、まだその辺の形は正式に、そんな情報としては入っていないということですね。

今利活用というお言葉、答弁があったんですけども、今のこの利活用検討委員会ですか、現在の市としての現在の考えということなのですが、先ほども市長の答弁の中で利活用検討委員会ということがあったんですが、この利活用検討委員会で検討中ということなのですが、この利活用検討委員会で具体的に、どんな内容で、どの程度将来の活用に関してという部分でのお話が進んでいるのか、その辺をお願いしたいと思います。

○企画財政部参事（田代雄己君） この利活用検討委員会でございますけれども、市内には市有地もございますし、またここにあります国有地の問題もあります。このようなこともありまして、今後創出されるような土地の利活用について、全般的に検討委員会で検討しようということで、現在検討を始めたというような状況でございます。この桜が丘3丁目の国有地につきましては、繰り返しになりますけれども、もし引き継がれた場合には、市のほうに国のほうから情報がありまして、それは取得要望ですね、地元自治体のほうに取得要望があるか、ないかという確認が来ます。そのようなこともありまして、今度は国の財産ですので、市としましては、要望するときに利用計画みたいな形で書類を提出する必要があるということで、国からは聞いているところで

ございます。ですので、いきなり来て、その対応をすぐに市ですということは、なかなか難しいと思っておりますので、検討しているというような状況です。ただ、内容ですけれども、現時点では具体的なところまで検討委員会の中で結論が出ているような状況ではなくて、引き続き検討していくような状況になっております。以上でございます。

○11番（押本 修君） まだ、具体的にどうということまではいってないという今お話なんですけど、急に話がまだ始めたばかりということなんでしょうけども、仮に市として利用する場合というのは、例えばどういうものが考えられるのか、その辺だけちょっと1点お願いしたいと思います。

○企画財政部参事（田代雄己君） さまざま、例えば検討委員会ですので、いろんな意見が出ているところなんですけれども、例えば桜が丘市民広場におきましては、給食センターなどができますので、議会でもいろんな議員の方からお話もいただいているように、運動施設の問題があるかと思えます。また、福祉施設や公園とか、さまざまあれだけ広い土地ですので、活用の仕方というのは考えられるかと思っております。ただ、そういうものを設置するに当たりましては、やはり費用などもございますし、また国にきちんと説明ができるような状況にならないといけませんので、案というか、提案としてはさまざま上がっておりますけれども、そこで市として一つの方向性というところまでは、まだ行ってないような状況でございます。

以上でございます。

○11番（押本 修君） まだ、具体的にはというお話なんですけど、今後いつそういう状況になるかわからないわけですので、市としては当然これは積極的に交渉していただきたいというふうに思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○企画財政部長（並木俊則君） いろいろな状況が考えられるところなんですけど、私ども市としましては、いろいろな国のほうから教えていただいているというのが現在の状況でありまして、仮にこの分割が決まっている中で警視庁の供用訓練施設の計画が警視庁のほうで今後実施しないと、要するに建設をしないというようなことになりまして、財務省のほうにこの国有地については返還がされるというふうになります。そうしますと、財務省のほうは今のルールの中では、地元の自治体のほうに取得の要望を一番先に情報提供するというふうな形になります。その地元の自治体というのは、当然東大和市もそうですが、東京都も含まれるんじゃないかというふうには思います。そういった中で、これも仮ですが、仮に地元自治体のほうで取得の要望をしなかった場合に、どうなるかといいますと、この国有地につきましては、財務省のほうの考えは東日本大震災の復興の財源ということの考えでございますので、売却方針というようなことをお聞きしているところでございます。もし、そういうようなことが仮になった場合には、東大和市にとりましては、その売却がもし民間のほうでされて集合住宅というようなことを想定しますと、その集合住宅の建設によりまして、すぐ当市にとりましては、保育園、小学校、中学校等の受け入れの問題が、すぐに持ち上がるというような状況も想定されます。そのような中で、この国有地につきましては、私どもとしては市全体のまちづくりに大きな影響を及ぼすというような観点を持っておりますので、国有地のこの部分につきましては、いろいろな情報をもとに国のほうと交渉をしてみたいというふうに思っております。当市にとって、できるだけよい形でこの国有地が利活用できるようにということで、現在いろいろな検討を重ねているところでございます。

以上でございます。

○11番（押本 修君） ありがとうございます。

あの地域は、過去にも民間が持っていた土地、かなり大きな土地が売りに出されているという経緯がありま

した。当然そのとき大規模な集合住宅ができたという経緯があるんですが、それによって人口がふえていくことはとても市にとってはいいことなのかもしれませんが、それに伴う行政サービスに対する市の負担が当然ついて回ってくるということがありますので、難しいところかなとは思いますが、現在の努力というのは、ぜひ続けていっていただきたいと思います。

先ほどのお話で、現在の状況で市はいろんな意味で検討を続けているということは理解いたしました。今後この国有地のことについて、市としてどんな形でどう対応をこれからされていくのか、その辺現在の見解といいますか、その辺をお願いしたいと思います。

○副市長（小島昇公君） 冒頭、市長からもお答えをさせていただきましたが、この国有地は東大和市にとりまして、非常に有効活用が可能な貴重な土地であるという認識を強く持っております。そして、過去から議員の皆さんから、この国有地を市民にとって有効に活用できないかという意見もいただいておりますので、市といたしましては、先ほど言いましたが検討委員会の中で検討を今させていただいたところでございますけれども、目的によって私どもが有償3分割という経緯はあるものの市民にとって、あそこの場所がなかなか有利な条件ではないということを主張しながら、できれば無償でと、だめな場合は安くというところで市民にとって望ましい施設ができるような形で、国に対しては交渉をしていきたいと。その交渉をするのには、何が一番効果的な施設なのかということ、引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○11番（押本 修君） ありがとうございます。ぜひ、市としての一番ある意味、市の計画がどの程度アピールできるかというものも、そこにかかっているのかなというふうに思いますので、ぜひ交渉のほうは引き続き頑張ってやっていただきたいと思います。うちのまち、東大和市にとって、あれだけの広さの土地が発生、手に入る機会というのは、もう恐らくこれからはないというふうに思っております。特に、桜が丘市民広場の一部を削って給食センターをつくらなければならないと、今のうちのまちの事情がありますので、運動設備等が整備されることも、当然市民としては期待をしているところではないかというふうに思っております。国の土地でありますゆえに、市の考えどおりに簡単に進めるということとはできないということは重々わかっております。でも、市民にとって有効活用が図られるように、国有地の利活用をこれをこれからも強く進めていただきたいことを、私から要望したいと思います。これについては以上であります。

続きまして、呼名についてです。

先ほどの御答弁で現在の対応については理解をさせていただきました。入学式というのは、1年生、その学校に入る1年生が最初にくぐる大切な節目だというふうに考えています。この最初の節目に必要な最初の儀式が呼名に答えることではないのかなというふうに私は思っているんですが、その辺はいかがでしょうか。

○学校教育部参事（石井卓之君） 小学校1年生におきましては、呼名に答えるだけではなく、やはり大きな体育館で6年生や保護者、教職員が見守る中で入場から退場まで全体を通した入学式が儀式としての意義あることと考えております。

以上でございます。

○11番（押本 修君） 先ほどの御答弁の中で、現在中学校ではやっているけども、小学校ではやっていないというお話がありました。確かに、我々議員みんなそれぞれの地元の小中学校に入学式、卒業式、それぞれが招待を受けているわけじゃないですけども、参加をさせていただいております。確かに、中学校は校長先生が一人ずつ新生の名前を呼んで、全員が立ったところで、そこで初めて校長先生の入学を許可するという言葉

で締めくくられているのが、とても印象的なのですが、いろいろ中学生にはできても、特に小学校の新1年生にはちょっと難しいんじゃないかなと、恐らく部分があるのかと思うんですが、確かに小学校の新1年生というのは、つい1カ月前までは幼稚園児、もしくは保育園児であったわけなんですけど、そこは当然理解する部分なんですけど、その生活とは違う学校での生活がその日からスタートするというのを、小学校の新1年生にも理解をさせる意味からも、小学校1年生にも呼名というのは必要なんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** 呼名に関しては、多くの小学校では入学式が終わった後、各学級で担任の先生による指導があります。その際、一人一人の名前を呼んで返事をして、その場には保護者の方も後ろにたくさんいらっしゃいますので、その意味が大きいのかなと考えております。

以上でございます。

○**11番（押本 修君）** 入学式の会場じゃなくてもしているの、その辺はというお話なんだろうけども、以前ある校長先生からも、やはり時間のことを非常に気にされているというお話は何ったことがあります。新1年生、新小学校1年生には、あの式の時間だけでも、非常に最後までじっとそれを耐えるのはとてもつらいから、なかなかそれはできないんだよという話を伺ったことがあります。例えば結構来賓紹介となると、子供たちは別に多分そういう指導はしてないんでしょうけども、ありがとう、なんかそういうことを子供は言いますよね。そこは多分、そういうものというはある程度備わっていると思うので、決して難しくはないというふうに思うんですが、例えば全部100名前後の新1年生ということが、大体想定されるんですけども、全部の新1年生がみんな同じようなことはできないのかもしれない。仮に、担任の先生が名前を呼ぶことになるので、担任の先生以外の先生方が若干付き添うような形で、多少時間がかかっても、これも仕方ないと思うんですが、その辺全員にそれをやるということは、なかなか難しいんでしょうか。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** 担任は入学式では先に式場におりまして、付き添いの教員というのが大体先導しまして、プラカード持っている学校が多いんですが入場しております。その付き添いの教員というのは、実は当日各学級で新生児が必ず来ているかどうか、出席確認をしたり、あとはトイレへ必ず行かせるんですね。これが結構時間がかかります。それから、短い時間の中で対応しますので、とにかく式にミスがあってはいけないということで、かなりの仕事をしているところでございます。その中で、さらに呼名の指導をするとなると、まだ私も経験がないんですが、どういう状況になるかはやっぱり不安なところでございます。やはり、最終的には入学式の実施計画において、校長が判断していくことかなと思っております。

以上でございます。

○**11番（押本 修君）** やはり、全体の式の時間が延びるということを恐らく気にされているのかなというふうに思うんですけど、例えば特に私いつも二小のほうへお邪魔させていただいているんですけども、各学校で状況がちょっと違うのかもしれないんですけども、二小はいわゆる来賓としてお見えになっている方が非常に多いんです。横に何人だろう、横に多分七、八人の列が3列は確実にできるぐらい、来賓が必ず二小は来います。非常に地域の方の理解があって、そういうことになっていると思うんですが、やはり校長先生は御丁寧にも全員を御紹介になるんです。相当それって時間がかかりまして、ならばそういう時間を割いてでも、その日の主役は子供ですので、校長先生が一人一人子供を式の場できちっと1回ずつ呼んで、中学校じゃないですけども、そこで入学の許可ということをするべきじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** 教育委員会としても、呼名の儀に非常に感じているところではありますけど、

やはり式全体の時間、それからやはり呼名をする意義を校長が入学式という式の計画の中で判断をしていくことだと思います。それから、来賓の紹介、やはり地域の皆さんを逆に言うと子供たちにしっかり紹介するというのも意義があることと考えております。

以上でございます。

○11番(押本 修君) さすがうまいですね、答弁が。次に何て言おうかと思っちゃいました。そうですね、確かにそれは石井さんおっしゃるとおりかもしれないんですけど、地域の方には中学校でやっておいて、何で小学校でやらないんだらうって、素朴な意見をおっしゃる方も何名かいらっしゃいまして、そういう部分もぜひわかっていたいただきたいというふうに思っています。先ほども言いましたけども、当日の主演は新1年生です。その子供にかかる時間に最大限時間は使うべきかなというふうに思っています。本当に我々、御紹介は要りませんので、その分をカットをぜひしていただいて、子供にかける時間というのをやっていただきたいと思いますので、石井さんのほうでは各教室でも呼名はしているというお話ですけども、やはりそこは式の会場でその呼名等をちょっと違うのかなというふうに思いますので、その辺いかがでしょうか。

○学校教育部参事(石井卓之君) それから、小学校1年生のもう一つ心配なことは、返事がうまくできないお子さんもいらっしゃるんですね。そうすると、全体の場で一番の最初のときに少し恥ずかしいなという思いをさせてしまうのも、ちょっと心苦しいところもございます。

以上でございます。

○11番(押本 修君) これあれですか、このままもう学校長の御判断にお任せになっちゃうわけですか。例えば議会で、こんな質問があって、これはこれで一つの意見なんで、ぜひそれは検討してもらいたいとか、そういうお話っていうのは石井さんされるんでしょうか。

○学校教育部参事(石井卓之君) 毎回この議会で出ましたいろいろな御提案、御意見は必ず学校教育部長が今回の議会では、こういうことがありましたというお話をされますので、必ず校長のほうには伝えていきたいと思っております。

以上でございます。

○11番(押本 修君) ぜひ、確かにちょっと負けたわけではないんですけど、確かにいろいろ調べると地方の分校とかで10人ぐらいの新入生とかはやっているんですよ、そこはやっているんですよ。確かに、だからその全体の式の時間がどうしても長くなってしまいうということが、多分一番懸念されていることだとは思いますが、そこはほかを削ってぜひ呼名にやっていただきたいと思っておりますので、校長会等でぜひその辺のお話はしていただきたいと思っております。ここで終わります。よろしく願いいたします。

続きまして交番です。

先ほど、市長答弁等でお話は伺いました。現在長い間、とりあえず先ほどの図は見ていただきたいと思っております。図を見ながら、話を聞いてください。

要望があるにもかかわらず、今日まで設置実現がかなってない理由、その辺をお願いいたします。

○総務部参事(鈴木俊雄君) 市長のほうから御答弁いただきましたが、現在でも毎年文書をもちまして警察署に交番の設置要請をしているところでございます。今年度も東大和警察署に設置の要請をしたときに、確認をいたしました。実現に至っていない大きな原因としては、一番として一番大きな問題は、やはり警察の財政的な理由であるというふうに言われております。2番目として、交番の設置要望につきましては、年間で警視庁管内で100件前後あるというふうに聞いてございます。新設されるのが、そのうち一、二カ所でございます。

また、3点目としまして、警察の方針としまして、現在空き交番の解消のために警察官の充実配置とか、交番の統廃合も行われているということでございます。また、さらに最近では女性警察官もふえまして、新設する場合につきましては、女性用の控室とか、トイレの設置とか、個人情報保護のために取調室の確保も必要になるというふうに聞いてございます。そのようなことから、現在設置に至っていないということでございました。

以上でございます。

○11番（押本 修君） ありがとうございます。

いろいろとまずは財政的な問題であって、かつ以前に比べると設置の条件、いろんな要件だったり、条件がふえてきて、そこがいろいろと難しくさせている理由というお話ということでよろしいんですね。この質問は、私も過去何度かさせていただいていますし、他の議員もどなたかが1年に1回ぐらいはされているような問題というふうに認識しています。その中で必ず実現してない理由として、いつも上げられていたのが、現在の既存の南街交番、これとの距離が近過ぎるということを必ず答弁ではおっしゃっていました。距離が近過ぎるという要因が、現在も実現が難しい理由として大きな要因となっているのか、その辺お願いいたします。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 交番の設置基準としまして、幾つかあるわけでございますが、まず地域の居住人口やまちの形成があります。また、犯罪等の発生状況もございます。また、道路の状況や特定警戒対象の有無というのもございます。それから、隣接交番からの距離というのもございます。また、住民の意向やその必要性ということ、一番は予算等勘案しまして設置されるというふうに聞いてございます。今年度も文書要請に対しまして、南街交番からの距離の問題を超える必要性があれば、必ずしも実現を阻む大きな要因とはならないというふうに聞いてございます。

以上でございます。

○11番（押本 修君） そうなると、今南街交番、昔からあそこにある南街交番が現在も当然あります。あそこは、警察が土地も建物も警察の所有というふうに聞いています。あの交番があっても距離的な問題というのは、現在はそれを阻む要因としては下位のほうというふうに認識してよろしいんですか。

○総務部長（北田和雄君） 南街交番と駅前交番の距離の関係ですけども、過去の経過の中では警視庁からは南街交番からの距離がやはり理由で難しいというお話はありました。ことし警察のほうに話に行ったときに、その辺の基本的なところは変わってないようなんですが、ただ説明の仕方としては、南街交番の東大和市の駅前との距離の関係では、あのくらいの距離で設置をしている例もあることはあると。ただ、それにはやはりそれなりの特殊要因があるという必然性ですね、その距離に交番を設置する必然性があるというような話ですので、その必然性があれば距離が原因でできないというわけではないということになると思います。ですから、必然性をどこまで高められるか、それが大きなポイントになるんじゃないかというのは、ことしの話でした。ただ、距離はやはり要因にはなるということは言っていましたので、その辺のところは従来の説明と余り変わってないかなという印象は持ちました。

以上です。

○11番（押本 修君） 以前は、どうしてもまず距離のこと、距離がまずだめなんだと、近過ぎてだめだということを経過答弁してくれた方、部長さんたち、皆さんそれをおっしゃっていました。ということは、もうだめなんだと、距離だけはどうすることもできないんでだめなんだという認識を当然持ったわけなんですけど、今の総務部長のお話ですと、その辺が少し変わってきていると。距離の問題は当然残るんだが、もっとどうしてあそこにつくらないとイケない理由というのがあれば、やぶさかではないということでもよろしいんですね。

○総務部長（北田和雄君） あの場合を想定しての話ということよりは、一般論としての話として警察のほうでは、そういう説明をしていました。ですから、あの場所に限定した場合、距離の問題が重要度が低いか、高いかという議論までは、その場ではしておりません。ですから、過去答弁してきた内容と、それほど大きな開きがないというふうな認識がございます。ただ、少し実現に向けてちょっと何か足がかりになりますかね、足がかりにもならないかと思えますけども、別のアプローチの仕方もあるのかなというアドバイスをいただいたという印象は持ちました。

以上です。

○11番（押本 修君） 非常に先が見えるいいお答えでありありがとうございます。

そこで、先ほど年間100件前後、警視庁管内ということですか、交番設置の要望があるというお話がありました。その中で1カ所か、2カ所しか実現していないというお話があったんですが、駅の交番の設置要望というのは、警視庁管内、当然そういう大きい数が幾つも年間あるということなんですけども、警察が設置に向けて動き出す、動き出すための条件というのは一体何なんですか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 先ほど申しあげましたように、一番の大きな問題につきましては、警察の財政的な理由があるということですが、駅前の広場の用地を取得しまして、交番を設置するためには、相当な予算が必要となることから、市が用地の提供を申し出て、その負担を最小限にすることが条件ではないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○11番（押本 修君） そこで、先ほどのお配りさせていただきました地図というか、図のほうをちょっとごらんになっていただきたいと思います。先ほども申しあげましたように、東大和市駅前のロータリー部分の市が管理している部分を薄く塗って示させていただきました。ちょっとその前に、先日このムクドリが駅前すぐくて、もうこれいまじゃありません、数年前から夕方になるとムクドリが数えきれないほど駅前に集まってきました。やはり、そこは市が管理している部分の樹木に巣をつくって、そこに集まるという状況があったので、副市長のほうにお願いをいたしまして、素早い対応をしていただきまして、樹木の剪定をしていただきました。また、まだ剪定をして何年もたっていない木、さらに切るわけにいきませんので、その木についてはネットをかけてムクドリが入って巣をつくらぬような対応をすぐにしていただきまして、本当にありがとうございました。近隣の住民も、ずっとこの件については何とかならないかということをおっしゃっていましたので、市のほうの本当に素早い対応、本当にありがとうございました。今本当に木がすっきりしまして、ムクドリも来ていない状況が今あります。本当にありがとうございました。

市が管理している部分なんですけども、この塗ったところ全部、これ確認なんですけども、私が手塗りしたところは市が所有しているということですのでよろしいでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 資料をいただきました、参考図の塗ってある部分については、市所有ということでございます。

以上でございます。

○11番（押本 修君） 先ほどの御答弁の中で、警察が設置に向けて動き出すための条件ということでお聞きしたところ、市が用地の提供を申し出てというお話がありました。ちなみに、交番設置に関して、一般的に一般論ですけども、用地と建物というのは、これどこが用意するのでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 警視庁本部が用地を取得しまして、建設をするというのが一般的であります。

以上でございます。

○11番(押本 修君) しかしながら、やはり市のほうが用地の提供を申し出るということは、一つの前に進める方法というふうに考えてよろしいのでしょうか。

○総務部参事(鈴木俊雄君) 警視庁管内では100件近く年間の要望があるということを聞いております。やはり、優先順位を上げていただくためには、用地を提供するというのも一つの方法かなというふうに考えてございます。

以上です。

○11番(押本 修君) それでは、交番の設置に関して、用地の提供を警察側から要求された場合、市としては応える用意はあるのでしょうか。

○総務部長(北田和雄君) 警察のほうが東大和市の駅前に交番をつくると。ただ、市から協力として用地を提供してほしいという要請があれば、それは検討しなきゃいけないことだというふうには認識しております。できるか、できないかは、ちょっと検討しないと何とも言えないんですけども、一つの方法としては、いただいた参考図面の中にある市有地で活用が可能なかどうか、面積の問題もありましょうし、あと交番というのは必ず歩道に接しているとか、そういった条件もあるようです。あとパトカーが横づけできるとか、そういったこともありますので、そういった要件に合うような土地が用意できるかどうか、その辺が検討しなきゃいけないことというふうに考えています。

以上です。

○11番(押本 修君) 今総務部長がおっしゃった、これを見てできそうな感じと、具体的に例えばここだったら提供できて、このスペースだったら、例えばですよ、いいですよ、総務部長が言ったとかは言いませんから、どこか例えばこういうところだったら可能じゃないかってと、どこかあるんですか。

○総務部長(北田和雄君) いろいろ要件があるんで、この場でここだったらできますということは、ちょっとなかなか申し上げにくいんですけども、広い場所であれば、この図面で言うとならば公衆トイレのあたりですか、あのあたりは面積的に広いですから、でもあの広さで足りるかどうかはちょっとわからないです、正直申しまして、警察が今交番といってもかなりの面積を必要とするようです。さっき参事のほうがいましてとおり、女性警察官の問題ですとか、あと昔と違って交番で取り調べをするということもふえているようですので、そのための場所ですとか、そういったこともあるんで、面積がどの程度になるかわかりませんが、この図面で見ると、市の所有している土地で広くて活用できるとすれば、公衆トイレのあるあたりかなというふうに思います。ただ、公衆トイレがそのまま存続できるかどうかということも考えなきゃいけないというふうには思います。

以上です。

○11番(押本 修君) ありがとうございます。

ちょっと重複するんですけども、一般的に警察のほうで求めてくる用地のいわゆる基準といいますか、最低な面積も当然あると思うんですが、条件ですね。それから、それに対して、市が提供可能な状況にあるというのは、再度になるんですけど、もう1回お願いします。

○総務部長(北田和雄君) 警察のほうから聞いている話ですと、この間行って聞いた話ですが、200平米ぐらいあれば欲しいというようなことは、警察のほうがいっていました。だから、それも向こうの希望でしょうか、必ず200なきゃいけないということじゃないとは思いますが、それが、どの程度までかというのが、ちょっ

とはっきりそこまで確認はしていませんので、話ができるという具体的なところまで行ってませんので、そこまでの詰めはしていませんので、はっきりした最低限どのぐらい必要かということは、ちょっと把握はしていません。ですから、市が提供できる土地があるのか、市有地の中であるのかどうかというのも、ちょっと今の段階では確認がとれてないという状況です。

○11番（押本 修君） ありがとうございます。用意はあるというふうに感じさせていただきましたので、ぜひ交渉のほうは引き続きお願いしたいと思います。

答弁にもありましたけども、交通の要所であると、要所という言い方と、要衝という言い方があるんですね、漢字が違うんですけども、いずれにしろかなめの場所で駅前があることには間違いありませんし、都市計画道路が完成しまして、また新たな交通量もふえてます。今後また数年後に取りかかる都市計画道路もありますので、ますますあの場所は大事な場所になってきています。かつテレビで報道されるような犯罪も駅周辺で発生しています。こういう状況を、ぜひ警察のほうには御説明いただいて、かつ用意はあるんだぞという話を、ぜひしていただいて、東大和市駅前に一日も早く交番が設置されて、まちの玄関口であるあの地域を守るかなめができるよう、市としてぜひこれからも頑張っていっていただきたいと思っています。

以上で質問を終わります。

○議長（尾崎信夫君） 以上で、押本 修議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（尾崎信夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時48分 延会